

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第 3 部 災害応急対策編

第 1 章 災害対策組織の立ち上げ

第 2 章 効果的な災害対応の実現

第 3 章 生命に関わる応急活動

第 4 章 生活に関わる応急活動

第 5 章 復旧に向けた応急活動

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第1章 災害対策組織の立ち上げ

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市の災害応急対策を円滑に実施するため、あらかじめ災害の種類や程度に応じて定めた体制により職員を配備する。

第1節 配備体制

1. 地震に関する配備体制

配備区分	配備基準	活動内容	参集規模
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度4の地震が発生した場合 市内で長周期地震動階級3の地震が発生した場合 その他、危機管理部長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害12部が情報を収集し、市の被害情報等を把握する。 災害12部間の連絡体制を確立する。 	災害12部で情報連絡体制に必要な人数
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱の地震が発生した場合 その他、危機管理部長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害12部が市の被害情報等を収集、報告をする。 災害12部が被害状況等に応じ活動できる初動体制を確立する。 	災害12部で情報収集に必要な人数
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5強の地震が発生した場合 市内で長周期地震動階級4の地震が発生した場合 その他、副市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部の設置 災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制への移行に備えて活動できる体制を確立する。 指定避難所の開設の検討・準備 	全職員の約1/3
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 市内、東京都23区又はさいたま市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市に震度6弱以上の地震が発生した場合 市内に相当規模の災害の発生が予想される場合 その他、市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 組織及び機能のすべてを挙げて活動できる体制を確立する。 指定避難所の開設 	全職員

※1 配備基準による配備体制に関わらず、被害等の状況を鑑みて適宜、配備体制を格上げする。

※2 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたときは、必要に応じ配備体制を決定する。

※3 動員対象外職員を除き、動員計画の職員を配置する。

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2. 風水害に関する配備体制

配備区分	配備基準	活動内容	参集規模
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> 熊谷地方気象台から大雨警報（浸水害・土砂災害）、洪水警報等が発表された場合 熊谷地方気象台等から台風情報を受け、事前の情報収集の体制を図る必要がある場合 その他、危機管理部長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害12部が市の被害情報等を収集、報告をする。 災害12部が被害状況等に応じ活動できる初動体制を確立する。 指定緊急避難場所（土砂災害）の準備・開設 	災害12部で情報連絡体制に必要な人数
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> 大型かつ強い勢力以上の台風直撃等が予測される場合 熊谷地方気象台から大雨警報（浸水害・土砂災害）、洪水警報等が発表され、これが長時間継続し、災害に起因するおそれがある場合 市内に水害（浸水、河川の越水等）が発生するおそれがある場合 軽微な災害が発生した場合（市民から水害に関する情報が入った場合） その他、危機管理部長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害12部が市の被害情報等を収集、報告をする。 災害12部が被害状況等に応じ活動できる初動体制を確立する。 指定緊急避難場所（風水害）の開設の検討・準備 	災害12部で情報収集に必要な人数
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 市内で災害が発生し、かつ被害が拡大するおそれがある場合 市内全域で甚大な被害が発生することが予測される場合 市内に相当規模の水害（河川の氾濫、堤防の決壊）が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合 その他、副市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部の設置 災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制を確立する。 指定緊急避難場所（風水害）の開設 	全職員の約1/3
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域で甚大な被害が発生した場合 市内に大規模な水害（河川の氾濫、堤防の決壊）が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合 その他、市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制を確立する。 	全職員

※1 配備基準による配備体制に関わらず、被害等の状況を鑑みて適宜、配備体制を格上げする。

※2 動員対象外職員を除き、動員計画の職員を配置する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

3. 体制の施行権者

各体制への施行は次の者が行う。

体制区分	施行権者
情報連絡体制	危機管理部長が施行する。
情報収集体制	危機管理部長が施行する。
警戒体制	副市長（副本部長）が施行する。 ※1
非常体制	市長（本部長）が施行する。 ※2

※1 震度5強以上の地震が発生した場合の警戒体制施行は自動（災害警戒本部は必要に応じ設置）

※2 震度6弱以上の地震が発生した場合の非常体制施行は自動（災害対策本部自動設置）

4. 情報連絡体制

災害12部が、情報を収集し、本市の被害情報等を把握する体制を確立する。

なお、災害12部は次の部局とする。

・危機管理部	・総務部	・市民生活部	・保健部
・環境部	・建設部	・都市整備部	・上下水道局事業部
・上下水道局管理部	・教育総務部	・学校教育部	・消防局

5. 情報収集体制

災害12部が、主として情報の収集、報告をするとともに、状況に応じ活動できる初動体制を確立する。

5-1. 情報収集体制の構成員・権限

情報収集体制の運営は、危機管理部長が統括して実施する。

区分	指定職	概要
情報収集体制の長	危機管理部長	初動対応に必要な情報収集及び体制の確立を総括する。危機管理部長に事故があるときは、その職務を危機管理課長が代理する。
災害12部本部員	災害12部 部局長	初動対応に必要な情報収集及び体制の確立に係る事務に従事する。

5-2. 情報収集体制の基本方針

(1) 災害12部の対応

情報収集体制の設置時における災害12部の対応業務内容は、本計画及び各部局が定める計画等による。

(2) 対応状況等の報告

災害12部は、措置事項等について危機管理部長に報告する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

6. 警戒・非常体制

災害状況や情報の内容に応じてあらかじめ定めた配備体制を運用する。

6-1. 組織及び事務分掌

災害対策本部の組織は、通常とは異なる組織編成となる。職員は平常時から自分の役割について、初動時の災害対策本部の組織及び事務分掌を参照し、災害対策活動の全体の仕組みや流れを理解しておく。

6-2. 職員の動員配備

(1) 勤務時間内に災害が発生した場合

市長の指揮のもとに、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるように体制づくりを行い、指揮系統を確立する。その後、初動体制時の組織及び事務分掌に基づき活動を始める。

(2) 勤務時間外に災害が発生した場合

市長の指示を待たずに、参集途上において情報収集に努める。参集後速やかに初動体制時の組織及び事務分掌に基づき活動を始める。

(3) 配備場所

配備が決定した場合は、組織と事務分掌に基づき、指定された場所、又は避難所に参集する。市の規則で定める出先機関における初動体制は、組織及び事務分掌に基づき、職員は参集途上において情報収集に努め、指定された場所に参集する。

6-3. 初動体制の確立

各職員に対する配備決定に基づく動員の指示は、次の手段によって行う。

(1) 勤務時間内に災害が発生した場合

庁内放送、職員参集メール、電話又は移動系防災行政無線等で行う。

(2) 勤務時間外に災害が発生した場合

職員参集メール、電話又は移動系防災行政無線等で行う。

6-4. 非常・警戒体制への移行

震度5強以上の地震や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合等、その情報の内容に応じてあらかじめ定めた配備区分に応じた活動体制を運用する。

なお、市長は、災害の状況により、非常体制又は警戒体制への移行する際に、部局ごと異なる配備種別を指示することができる。また、各部局長は、所管する部局の活動状況から配備種別の移行の必要性が生じた場合には、市長に対し配備区分の移行を要請することができる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

7. 配備検討会議

災害が発生し、または発生する恐れがあると認めるときに、必要な職員を配備して活動する体制を決定するため、配備検討会議を開催する。

(1) 会議開催の時期

危機管理部長が必要と認めたとき、又は配備検討会議の構成員である災害 12 部長から要請があったとき。

(2) 会議の構成員について

配備検討会議の構成員は、災害 12 部長とし、構成員が出張その他の理由により出席できない場合は、会議の迅速な開催を図るため、あらかじめ構成員が指定する者を代理として出席するものとする。

(3) 協議事項

配備検討会議の協議事項は、その災害の状況及び予想される状況に応じて、危機管理部長又は構成員の提議による。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第2節 災害対策本部の活動

1. 災害警戒本部の設置

1-1. 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、「第1節 配備体制」が、警戒体制となった場合に、必要に応じて設置する。

1-2. 災害警戒本部の構成員・権限

災害警戒本部の運営は、警戒本部長の権限により行われるが、警戒本部長の判断を仰ぐことができない場合は、職務代行者として警戒副本部長が行う。

区分	指定職	概要
警戒本部長	副市長	災害警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
警戒副本部長	危機管理部長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	関係部局長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。

1-3. 災害警戒本部の設置場所

設置場所	市役所第一本庁舎
代替設置場所	市役所第二本庁舎、鳩ヶ谷庁舎

1-4. 災害警戒本部の設置・廃止の通知

災害警戒本部を設置、又は廃止した場合は、次の機関等へ通知する。

- (1) 各部局
- (2) 関係機関
 - ・ 県危機管理防災部
 - ・ 県警察（川口警察署・武南警察署）
- (3) その他災害警戒本部長が認めるもの

1-5. 災害警戒本部の組織と運営

災害警戒本部は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることから、組織構成及び事務分掌は平常時の行政組織による。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-6. 災害警戒本部運営の基本方針

運営事項	概要
警戒本部員会議の開催	警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部員会議を開催する。
対応状況等の報告	各部局は、措置事項等について警戒本部員会議で報告する。 なお、緊急性を要する事項については、事前に危機管理部に報告する。
被害情報の共有	危機管理部は、被害状況に関する情報などをとりまとめ、警戒本部員会議で報告する。
各部局の対応	災害警戒本部設置時における各部局の所管事務の対応業務内容は、本計画で定めるほか、各部局が定める計画等による。

1-7. 災害対策本部への移行

警戒本部長は、災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、市災害対策本部の設置を市長へ具申する。

2. 災害対策本部の設置・運営

2-1. 災害対策本部の設置

市災害対策本部は、市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき、災害対策基本法第23条の2の規定と川口市災害対策本部条例及び同要綱に基づいて、市長が設置する。

2-2. 災害対策本部の設置基準

- 配備体制が非常体制となった場合
- 市内の被害状況等により体制を強化する必要がある場合
- 市内、東京都23区又はさいたま市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市に震度6弱以上の地震が発生した場合

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2-3. 災害対策本部の構成員・権限

市災害対策本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、職務代行者として災害対策本部副本部長が行う。

区分	指定職	概要
災害対策本部長	市長	市災害対策本部を総括し、本部職員を指揮監督する。
災害対策副本部長	副市長	災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
	上下水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 代表監査委員	災害対策本部長を補佐し、災害対策本部職員を指揮監督する。
災害対策本部員	各部局長	災害対策本部長の命を受け、指示された事務に従事する。

2-4. 災害対策本部の設置場所

設置場所	市役所第一本庁舎
代替設置場所	市役所第二本庁舎、鳩ヶ谷庁舎

2-5. 災害対策本部の設置又は廃止の通知

市災害対策本部を設置、又は廃止した場合は、次の機関等へ通知する。

- (1) 各部局
- (2) 関係機関
 - ・ 県危機管理防災部
 - ・ 県警察（川口警察署・武南警察署）
- (3) その他災害対策本部長が認めるもの

3. 災害対策本部の組織・業務活動

本部の組織は、川口市災害対策本部設置要綱に基づく組織により運営する。

また、組織の編成あたっては、次の点に留意する。

- ・ 災害対応を遂行する応急対応業務については、できるだけ平常時の専門性を活かした編成とする。
- ・ 平常時に所掌がない応急対応業務については、関係する部局で臨時プロジェクトチームを編成して対応する。
- ・ 災害対策本部の運営に関しては、危機管理部を事務局とする。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

4. 災害対策本部の運営

災害対策本部は、効果的に災害対応を行うために被害状況や対応状況を把握し、活動目標の設定、対策の立案を行う。

4-1. 責任担当期間（業務対応期間）

災害対策本部が設置される規模の災害は収束までに長時間を要するため、災害対応従事者の交代が不可欠になる。本市として効果的な災害対応を継続し、人員の交代を実現するために責任担当期間を設ける。責任担当期間は、被災状況や災害発生後の経過時間に応じて、次のように設定する。

- 災害発生当初で人命に関わる初動期・緊急対応期は、12 時間単位を基準に交代することで、複数日にわたる連続業務としての災害対応を実現する。
- 応急対応期、復旧・復興期では、連続業務による勤務体制から移行し1 日単位又は1 週間単位を基準に設定する。

	初動期	緊急対応期	応急対応期	復旧・復興期
発災からの時間経過	最初の 10 時間	～100 時間まで (4 日程度)	～1,000 時間まで (1 か月程度)	1,000 時間以降 (1 か月以降)
責任担当期間 (OP)	12 時間 (連続業務)	12 時間 (連続業務)	日単位	週単位
中心となる 事態対処業務	いのちを守る活動（救命・救助）			
	日々のくらしの回復（インフラ復旧・避難所運営）			
	生活の再建（罹災証明・住宅確保・経済再建）			

図 発災からの時間経過と責任担当期間の目安

責任担当期間とは、災害発生後の経過時間や被災状況に応じて、市災害対策本部で策定された対応計画に基づく災害対応に従事する期間をいう。これを一律に設けることで人員を交代し、効果的な災害対応を実現・継続する。

被害状況等により、総合的に判断し、勤務時間を設定する。また、必要に応じ業務の特性を鑑みて個別に設定する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

4-2. 災害対策本部の役割

災害対策本部は市として連携が取れた災害対応を実現するために、次のような役割を担う。

- 被害状況の把握・共有
- 対応状況を共有
- 活動方針の策定
- 業務支援ニーズ等の把握
- 責任担当期間での対応計画の策定
- 必要な資源の調達・調整
- 各関係機関との調整
- 報告資料の作成

4-3. 災害対策本部会議

災害応急対策等の方針を決定するため、次のとおり本部会議を開催する。

なお、開催形式や参加者の選定等については、被害規模や応急活動の進捗状況等に応じて決定するものとし、柔軟かつ効率的に本部会議を運営する。

開催時期		内容
第1回目 (初動期)	災害対策本部設置後、 速やかに開催	1. 災害対策本部設置・配備体制を宣言 2. 災害の状況 3. 対応状況を共有 4. 災害対策本部長指令 • 活動方針 • 人命救助、被害の拡大防止など 5. 当面の対応を指示 6. 第2回災害対策本部会議の開催日時を指示
第2回目以降 (緊急・応急・ 復旧活動期)	本部長の示した時期 (責任担当期間の最後に実施)	1. 被害状況 2. 活動状況の共有 3. 現状の課題 • 人的・物的資源、空地等の確保など 4. 当面の活動計画 5. 災害対策本部長指令 • 被害状況などに応じた活動方針の決定 6. 当面の対応を指示 7. 次回災害対策本部会議の開催日時を指示
最終災害対策 本部会議	災害対策本部の閉鎖を決定す る最後の会議	1. 被害状況・対応状況の報告 2. 関係機関からの発言 3. 本部長からの総括

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(1) その他の会議

ア 部局内調整会議

部局内の活動目標の実現に向けた業務の課題（人的資源、物的資源、空地確保等）を共有し具体的な対応策を検討・調整することを目的に開催する。

イ 部局間調整会議

被害状況・対応状況に応じて、部局間で調整が必要な事項の事前調整を重要業務の課題（人的資源、物的資源、空地確保等）を共有し、具体的な対応策の検討・調整について次の表を参考に開催する。

表 災害対策の重要事項

時期		重要事項
初動期・緊急対応期	発災から 4日間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・要配慮者対応 ・避難所等の開設・運営 ・帰宅困難者対応 ・空地管理（活動拠点、災害廃棄物仮置き場） ・被災者支援（罹災証明等）
応急活動期	発災から 1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・要配慮者対応 ・避難所等の開設・運営 ・空地管理（活動拠点、災害廃棄物仮置き場） ・被災者支援（罹災証明、義援金等）
復旧活動期	1か月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者対応 ・避難所等の運営・閉鎖 ・空地管理（活動拠点、災害廃棄物仮置き場、仮設住宅） ・被災者支援（罹災証明、義援金等）

4-4. 災害対策本部会議後の広報

災害対策本部会議で承認された報告内容を速やかに県・国等の関係機関等に報告する。また、市ホームページや報道機関等に適宜公開し、市民に広報する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

5. 災害対策責任者の事前措置及び応急措置

災害が発生するおそれがあるときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、次の措置を講ずる。

表 災害対策責任者の事前措置及び応急措置

措置の種類	概要
出動命令等	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関などに対して、出動準備をさせ、若しくは出動を命ずる。 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の地域機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し若しくは求める。(災対法第 58 条)
事前措置等	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備、又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(災対法第 59 条) また、基幹災害拠点病院に対し施設内への災害医療従事者以外の立入り制限を掲示する。立ち入り制限にあたっては、バス・タクシー等の交通機関の運行状況を考慮し、交通事業者あてに協力要請する。
その他応急措置等	<ul style="list-style-type: none"> 市長の応急措置に関する責任(災対法第 62 条第 1 項) 警戒区域の設定など(災対法第 63 条、消防法第 28 条・第 36 条、水防法第 14 条) 工作物などの使用、収用など(災対法第 64 条第 1 項) 工作物の除去、保管など(災対法第 64 条、施行令第 25 条～第 27 条) 従事命令(災対法第 65 条・第 63 条第 2 項、消防法第 29 条第 5 項、水防法第 17 条、救助法第 24 条、警察官職務執行法第 4 条、水害予防組合法第 49 条・第 50 条) 災対法第 63 条第 2 項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う本市の職員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡する。
損失補償	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、工作物の使用、収用などの処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。(災対法第 82 条第 1 項)

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第2章 効果的な災害対応の実現

災害応急対策の万全を期するため、自主防災組織やボランティア等との体制確立や、被害状況及び災害応急対策の内容について、市民への広報・広聴を実施する。

第1節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に、国の責任において、県、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

本市は、災害により適用基準以上の被害が生じた場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。これにより、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定によるが、大規模な災害については、被害の程度が同条第1項1号から3号の適用に至らない場合、同項第4号の適用について、県知事は内閣府と協議した上で救助の実施を決定する。

なお、第4号が適用されるのは、災害により直接多数の市民などの生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合である。

表 災害救助法施行令の適用基準

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
1	市内の住家滅失（被災）世帯数 （市町村区域内の人口 30 万人以上）	150 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
2	県内の住家滅失（被災）世帯数 （県内区域内の人口 300 万人以上）	2,500 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
	その内、市内の住家滅失（被災）世帯数 （市町村区域内の人口 30 万人以上）	75 以上	
3	県内の住家滅失（被災）世帯数 （県内区域内の人口 300 万人以上）	12,000 以上	第 1 条第 1 項第 3 号
	その内、市内で世帯の住家が滅失（被災）	多数	
4	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	県知事が内閣府と協議	第 1 条第 1 項第 4 号

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまでに至らない半壊などについては、災害救助法施行令第1条第2項の規定による。

- ア 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。
- イ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

2. 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、県知事は、救助を迅速に実施する必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市町村長に委任することができる（災害救助法第13条）。

3. 救助の種類と実施者

災害救助法適用による救助の種類は次に示すとおりである。なお、災害救助法の適用時における救助の実施主体は原則として県であるが、県から事務の委任を受けた救助については、本市が実施主体となる。

表 災害救助法による救助の種類

救助の種類	実施期間
避難所の設置及び収容	7日以内
炊き出し及び食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服寝具及び生活必需品の給与	10日以内
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
埋葬	10日以内
応急仮設住宅の供与	建設型：完成日から最長2年 賃貸型：最長2年
被災住宅の応急修理	1. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了 2. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 原則、災害発生の日から3ヶ月以内に完了 3. 国の災害災害対策本部設置された災害においては6ヶ月以内に完了
遺体の搜索	10日以内
遺体の処理	10日以内

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

救助の種類	実施期間
障害物の除去	原則、災害発生の日から10日以内に完了

第2節 協力体制の確立

災害が発生した場合において、市長は、応急対策又は災害復旧を実施するため、必要と認めるときは、次の関係団体に対して応援を要請する。

また、県知事及び他市区町村長から応援要請があった場合には、特別の事情がない限りその要請に応じる。

【応援要請を行う関係団体】

【埼玉県内】 ・他市区町村 ・県 【国の実行部隊】 ・消防庁 緊急消防援助隊 ・警察庁 広域緊急援助隊 ・国土交通省 緊急災害援助隊（TEC-FORCE） ・厚生労働省 災害派遣医療チーム（DMAT） ・防衛省 自衛隊 ・総務省 応急対策職員派遣制度（対口支援）	【指定地方行政機関等】 ・指定地方行政機関 ・指定公共機関 ・指定地方公共機関 ・防災上重要な施設の管理者
--	--

➤ 関係機関に対する応援要請の内容、詳細手続き等については資料編参照

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第3節 自主防災組織との連携

1. 自主防災組織との協力

災害応急対策の万全を期するため、災害時における自主防災組織との円滑な協力が得られるよう、協力体制の確立を図っておく。

1-1. 自主防災組織の協力業務

本市は、防災活動に際し、適宜自主防災組織と連絡を取りあい、協力を要請する。

【自主防災組織の協力業務】

- ・異常現象・災害危険箇所発見などの場合、本市その他の防災関係機関に通報すること
- ・災害に関する予報その他情報を区域内市民に伝達すること
- ・高齢者、子ども、障害者などの安全確保に協力すること
- ・避難誘導、避難所内被災者に対する救援活動に協力すること
- ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分に協力すること
- ・被災区域内の秩序維持に協力すること
- ・被害状況の調査に協力すること
- ・その他の災害応急対策業務に協力すること

1-2. 自主防災組織の協力方法

発災直後の初動活動は、それぞれの自主防災組織に定める活動体制に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。

本市及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記に掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第4節 ボランティア等との連携

災害時のボランティアや NPO 等による支援活動が円滑に行われるために、必要な体制について定める。

1. ボランティアとの連携

ボランティアの活動は、関東大震災、伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災など過去の地震、台風などの災害時に、様々な救援活動として実施された。

災害救援ボランティア活動については、ボランティア本人の自発的な意思と責任により、被災地域の活動に参加し、被災者の生活の安定と再建を支援する。

ボランティア活動に関する本市及び関係機関の体制は、次のとおりである。

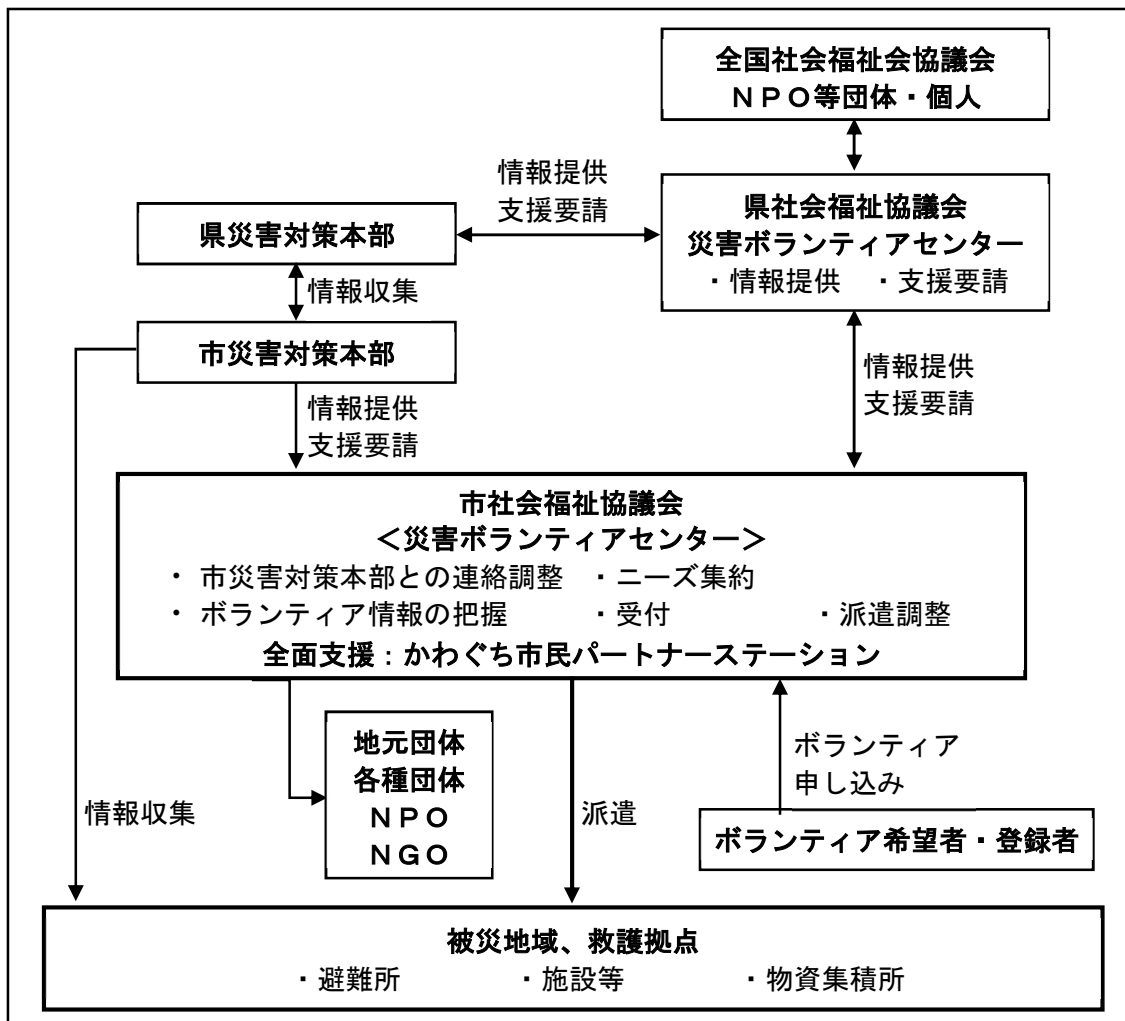


図 ボランティア活動体制

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-1. 受入れ体制の確保

(1) ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に支援する個人や団体」であり、日赤奉仕団・青少年団体などの民間組織である。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

ア 災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、本市と連携して市民の被災状況を考慮し、災害救援ボランティアによる支援が必要であると認められる場合に、迅速に災害ボランティアセンターを設置する。

イ 活動拠点の確保

災害ボランティアセンターは、本市及び市社会福祉協議会と協議の上、一般ボランティアの活動拠点を用意する。

(3) ボランティアニーズの把握

本市は被災地域における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(4) ボランティア活動の支援

ア 本市は、ボランティア支援体制を確立し、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の安全・衛生面にも配慮する。

イ ボランティア活動が円滑に行われるよう、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所などの情報提供を行う。その際、県、近隣自治体、報道機関に協力を要請する。

ウ ボランティアの食事や宿泊場所は自己調達を基本とするが、ボランティア活動に伴う経費や必要な資機材については、本市が市社会福祉協議会や県社会福祉協議会と協議して確保する。

(5) 災害ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体や災害ボランティア養成講座を受講した市民スタッフ等の協力を得て、ボランティア要請の受付、一般ボランティアの募集・受入れ・振り分けなどを行う。

ボランティアを受入れ、活動を要請する期間は、被災状況の推移と被災者の状況などを基に市災害対策本部が判断し、決定する。

(6) 災害ボランティアセンターの業務

市社会福祉協議会が運営主体となる災害ボランティアセンターは、ボランティア班及び災害ボランティア登録者やボランティア団体と協力して、次の業務を行う。

【災害ボランティアセンターの業務】

- ・市災害対策本部との連絡・調整
- ・全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- ・各種情報の収集・整理・提供

第1部

総則

第2部

災害予防編

第3部

災害応急対策編

第4部

災害復旧・復興編

第5部

その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

- ボランティアの受入れ、ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地域におけるボランティアのコーディネートを行う。
- 特殊な技能を要する作業に関しては、県専門ボランティア受入れ窓口や各部局で立ち上げる専門ボランティア窓口などと連携を図る。
- 本市の要請に基づき、適切なボランティアの配置を行う。
- 本市のみではボランティアが不足する場合は、県社会福祉協議会にボランティアの派遣などを要請する。

(7) ボランティアの受入れ

本市は、災害時にはボランティアへの積極的な参加を呼びかけるとともに、活動分野に応じた受入れ体制を整備する。

ア 一般ボランティアの受入れ

本市及び市社会福祉協議会は、被災後、本市の要請に基づき、直ちに一般ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付を行うとともに、本市と密接な連絡体制を保持する。

また、災害ボランティアセンターは、ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動する一般ボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を勧める。

イ 専門（技術）ボランティア受入れ

本市は、本市が実施する業務を担う専門ボランティアを受入れるため、県の専門ボランティア受入れ窓口と連携しつつ、各部局において受入れ窓口を開設し、これを統括する。

受入れの窓口となる各部局は、関係機関・団体への要請や受付・登録、活動拠点の提供、派遣等の業務を行う。

(8) ボランティアの活動分野

ア 一般ボランティアの活動分野

一般ボランティアは、専門的知識がなくとも可能な労務を担う。応急・復興期における被災者支援に係る労務を提供するボランティアであり、次の活動分野を想定する。

(ア) 一般ボランティア（災害ボランティアセンターで主に受け付けるもの）

- 被災地域の清掃、がれきの片づけなど
- その他被災地域における軽作業等

(イ) 一般ボランティアが対応する可能性のあるもの

- 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）
- 避難所の運営補助
- 炊き出し、食料等の配布
- 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- 高齢者や障害者等要配慮者の支援

イ 専門（技術）ボランティアの活動分野

専門（技術）ボランティアとしては、医師や看護師、通訳、建物危険度判定など建築・土木関係の専門家、手話通訳者などの専門家であり、次の活動分野を想定する。

- 救護所での医療救護活動
- 被災建築物応急危険度判定
- 被災宅地危険度判定

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

- 外国語の通訳・翻訳、情報提供
- 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- 被災者への心理治療
- 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- その他専門的知識、技能を要する活動等

(9) 災害ボランティアセンターの閉鎖

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの閉鎖の適否について、災害ボランティアによる支援の必要性を鑑み、本市と協議の上、決定する。

第1部

総則

第2部

災害予防編

第3部

災害応急対策編

第4部

災害復旧・復興編

第5部

その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第5節 情報の収集・伝達

本市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに災害情報の収集体制を確立し、県及び防災関係機関と相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達等を行う。

また、大規模災害時には、通信の途絶も想定されることから、情報の収集や伝達に必要なシステムや設備が使用可能か早急に確認を行い、使用できない場合は速やかに代替手段を確保する必要がある。

1. 災害時の情報連絡体制

1-1. 庁内の連絡体制

(1) 情報連絡体制

市災害対策本部が設置された場合には、状況分析担当は、被害情報やその他の災害に関する情報の集約、市災害対策本部会議への情報提供、他部局への情報共有など、庁内における情報収集・伝達・集約の中心的な役割を担う。

その他の各部局や避難所等担当職員は、災害現場等で得られた被害情報や避難所の開設情報等を迅速に報告するとともに、集約された情報を継続的に行う応急対策活動及び広報活動に活用する。

被害情報を的確かつ迅速に把握するためには、各部局は得られた情報を速やかに報告し、状況分析担当が重複や漏れのないよう情報を一元的に管理、把握し、庁内で適切に共有することが重要である。

なお、被害情報等の収集、報告には主に市災害情報システムを活用するが、市災害対策本部会議への報告において特に必要な情報を収集する際などには、別に報告様式を設け、各部局に対し適宜情報提供を依頼する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

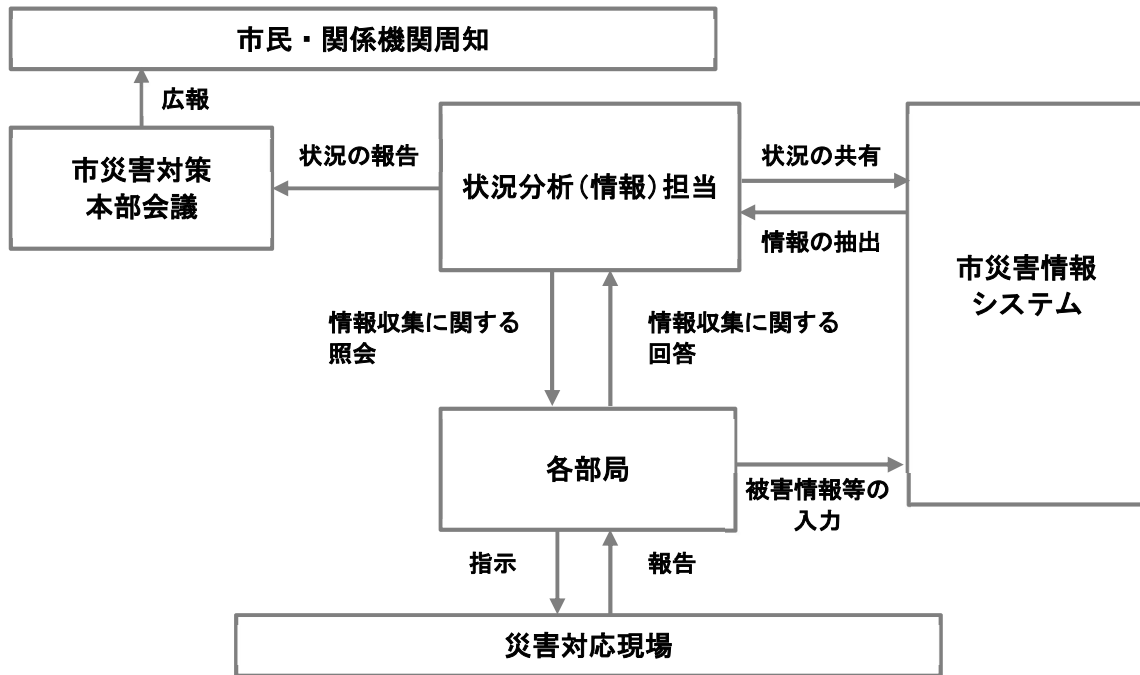


図 庁内の情報連絡体制

(2) 災害対策本部長指令の伝達

災害対策本部長の指令の伝達は、市災害対策本部会議において川口市災害対策本部要綱 様式第1により示され、本部員である各部局長から職員に伝達される。各部局は本部長指令により意思決定内容の共有を行い、必要な対応の検討、調整を行う。

1-2. 県及び防災関係機関との連絡体制

本市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかに防災関係機関との連絡体制を確立する。その中でも、特に県との連携が重要であり、市内に避難情報を発令した場合や被害情報が確認された場合等においては、速やかに県へ情報伝達を行う。

県への情報伝達には、主に「埼玉県災害オペレーション支援システム」を利用する。なお、通信障害等により、当該システムでの情報伝達が困難な場合は、電話やメール、県防災行政無線など、あらゆる手段を活用する。

そのほか、所轄の警察署とも早期に情報交換を行い、市内の被害状況や道路の安全確保に関する情報など、必要な情報を収集する。

また、その他の防災関係機関には、Lアラートを通じ情報伝達を行うとともに、電話やメール、県防災行政無線のネットワーク等を活用するが、特に、電力やガス、鉄道といったインフラについては、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、各民間事業者に対し個別に状況の確認を行うなど、積極的な情報収集に努める。

第1部 総則

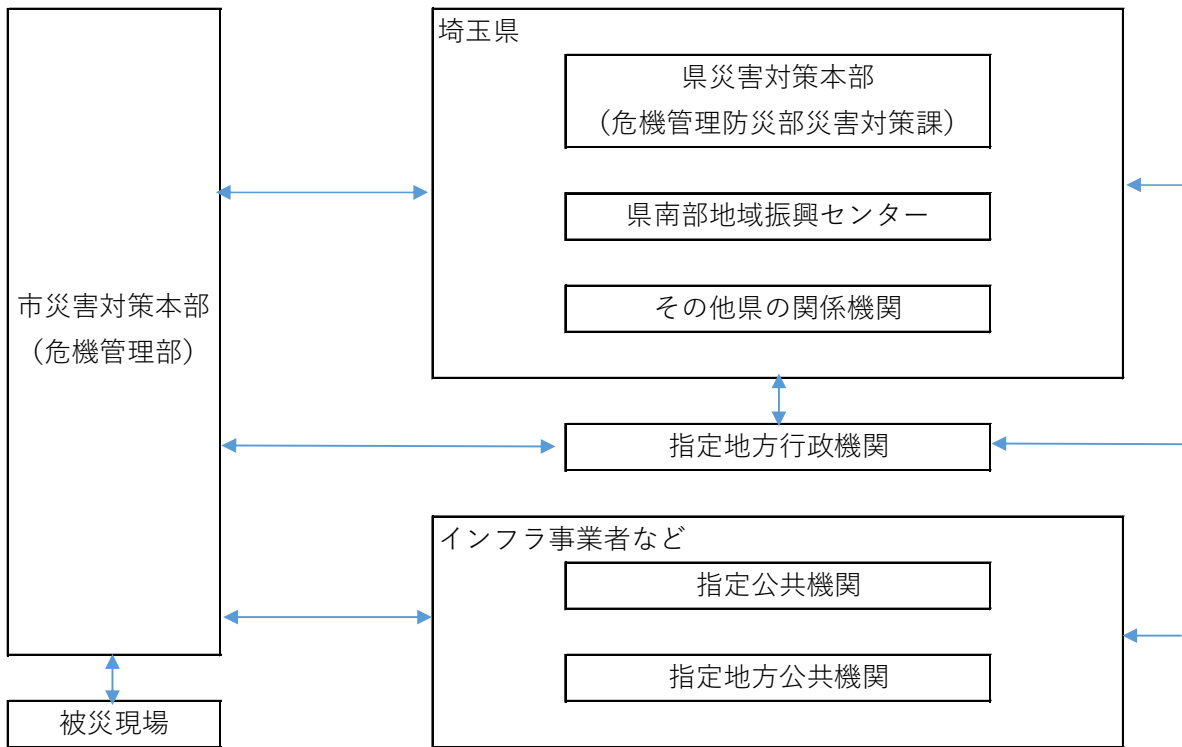
第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動



※ () 内は本部未設置の場合の連絡先を示す。

図 関係機関との連絡体制

2. 被害情報等の収集・伝達の手法

2-1. 被害情報等の収集方法

各部局における被害情報等の収集においては、市民からの通報やその他の情報提供によるものが多いが、災害現場での目視による確認など、積極的な情報収集も重要である。

特に市民の生命に関わる事案等については、実際に現場に向かい、状況に応じて現場写真を撮影するなどし、被害状況の詳細な把握に努めることが重要である。

また、大規模災害時に市民等により発信される SNS 情報も情報収集の助けとなることから、必要に応じ、情報を収集・分析の上、災害対応に活用する。

2-2. 被害情報等の報告方法

各部局において収集した被害情報等は、市災害情報システムを活用し情報を集約し、庁内で共有する。

また、公共施設等の被害状況を報告する際には、確認された**物的被害のみ**を報告するのではなく、**来所者等の人的被害の有無**についても報告をすること。また、「被害なし」と「未確認」を混同することのないよう徹底する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2-3. 被害情報等の報告手段

庁内で情報を共有する際には、主に市災害情報システムを活用するが、より簡易的な手段として、ビジネスチャットやメール、電話等を活用する。

通信の途絶時においては、防災行政無線や IP 無線機などあらゆる手段を用いて情報共有を図り、執務室内においては、ホワイトボードや張り紙等の手段も活用する。

通信の途絶時における県及び防災関係機関との連絡手段については、県防災行政無線の活用等を検討するが、あらゆる手段で対応が難しい場合には、市町村情報連絡員等の活用や使用者を派遣するなど、対面での情報伝達を行う。

3. その他の情報の取り扱いについて

3-1. 注意報及び警報伝達計画

この計画は注意報（気象注意報、地面現象注意報、浸水注意報及び洪水注意報をいう）や警報（気象警報、地面現象警報、浸水警報及び洪水警報をいう）を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法などを定めるものである。

3-2. 異常な現象発見時の対応

(1) 異常な現象発見時の対応

市民は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合には、遅延なくその旨を本市又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第 54 条に基づく）通報を受けた本市は、気象庁その他の関係機関に通報を行う。

(2) 気象庁に通報を行う事項

- ア 気象に関する事項
 - 竜巻、強い雹などの著しく異常な気象現象
- イ 火山関係
 - 噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
- ウ 地質関係
 - 数日間にわたり頻繁に発生する地震

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第6節 災害広報

災害対応にあたっては、災害発生のおそれがある段階から、災害対応の終了まで、被災状況・対応状況に応じて、市として次のような3種類の広報を行う。

- (1) 発生前の人命の安全に関する広報
- (2) 発災後の市の被災状況・対応状況に関する広報
- (3) 被災者支援に関する広報

1. 発災前の広報活動の要領

1-1. 実施機関と広報内容

本市が収集した情報を、随時正確に市民に対し提供することで、速やかな避難を促し、災害に伴う混乱を防止する。

さらに初動活動である、市民による初期消火や救助などの協力を呼びかける。

表 広報の実施主体と内容

情報収集主体	広報・報道内容
関係各部 (関係各班)	人命の安全に係る広報（発災前）
	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報（気象予報、警報など） ・河川情報（洪水予報、水防警報など） ・避難情報（高齢者等避難・避難指示など、警戒区域、避難所の位置、経路など） ・避難行動要支援者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序の維持のために必要な事項

1-2. 広報の手段

本市が市民に対して実施する広報の手段は、Lアラートを通して情報発信を行うほか、次の手段を用いて実施する。なお、広報手段においては、市災害警戒本部等から特に指示された場合を除き、状況判断の上、広報手段の多様性に配慮して適切なものを選定する。

- ・広報車、消防車両
- ・公共施設等への掲示
- ・町会・自治会などを通じての伝達
- ・チラシ等の配付
- ・きらり川口情報メール
- ・LINE 川口市公式アカウント
- ・川口市ホームページ
- ・各種 SNS（X（旧 Twitter）、Facebook）
- ・広報かわぐち
- ・テレビ、ラジオ、新聞等

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-3. 帰宅困難者・要配慮者への広報

(1) 帰宅困難者への広報

本市は、鉄道事業者に協力を要請し、駅付近に滞留する帰宅困難者に対し、適切な情報提供を行う。また、安否確認の手段として、通信各社が提供する災害用伝言サービスの利用を促す。

(2) 要配慮者等への広報

広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報、視覚や聴覚に障害のあるかたに対し、複数の手段を用いて広報を実施するなど、要配慮者等への配慮に努める。

1-4. 警報や避難に関する広報要請

本市は、避難情報等の伝達において、報道機関に対し主にアラートを通じて行う。その情報が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき、直接報道機関への広報要請を実施する。

2. 発災後の広報活動の要領

2-1. 実施機関と広報内容

発災後に市の被災状況・対応状況の報告として、市災害対策本部会議の承認を得た上で、広報を定期的実施する。内容が機関ごとに異なることがないよう、県をはじめ、関係機関、報道機関などと緊密に連携し、混乱の防止を図る。

また、報道機関などの協力を得ながら、ライフラインなどの応急復旧の状況、避難救助の状況等を把握し、市民への広報活動を行う。

表 広報の実施主体と内容

情報収集主体	広報・報道内容
関係各部 (関係各班)	人命の安全に係る広報（発災後）
	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水地域の情報 ・火災状況（発生箇所、延焼状況など） ・避難情報など（避難時の心得、避難所の位置、経路など） ・救護所開設状況 ・二次災害危険情報 ・河川、橋りょうなど土木施設情報（被害、復旧状況） ・避難行動要支援者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項
関係各部 (関係各班)	人心の安定に係る広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部の設置又は閉鎖 ・地震及び余震情報 ・個人安否情報：NTT 東日本「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web171）」、携帯電話会社（NTT ドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイル等）の災害用伝言サービス ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

情報収集主体	広報・報道内容
第1部 総則	市民の生活安定に必要な広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報 ・避難所関連情報 ・電気、水道、ガスなど事業施設被害状況（被害状況、注意事項） ・給食、給水実施状況（給水日時、場所、量、対象者） ・医療、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者） ・交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況など） ・防疫状況と注意事項 ・被災動物の支援に関する情報 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・罹災証明書交付情報、災害相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	被災地域外への広報
第2部 災害予防編	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの募集 ・必要な救援物資の募集（種類、送付先、送付方法など） ・義援金の募集（送付先、送付方法など） ・その他必要な事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生防止、初期消火に関すること ・火災の発生状況に関すること ・救護所の設置に関すること ・避難に関すること ・その他消防活動に必要な事項
第3部 災害応急対策編	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生防止、初期消火に関すること ・火災の発生状況に関すること ・救護所の設置に関すること ・避難に関すること ・その他消防活動に必要な事項
第4部 災害復旧・復興編	<p>防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市及び報道機関に広報を要請する</p>
第5部 その他対策編	

2-2. 広報の手段

本市が市民に対して実施する広報の手段は、Lアラートを通して情報発信を行うほか、次の手段を用いて実施する。なお、広報手段においては、市災害対策本部から特に指示された場合を除き、状況判断の上、広報手段の多様性に配慮して適切なものを選定する。

- ・広報車、消防車両
- ・公共施設等への掲示
- ・町会・自治会などを通じての伝達
- ・チラシ等の配付
- ・きらり川口情報メール
- ・LINE 川口市公式アカウント
- ・川口市ホームページ
- ・各種 SNS (X (旧 Twitter)、Facebook)
- ・広報かわぐち

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

・テレビ、ラジオ、新聞等

2-3. 報道機関に対する発表方法

被害状況により、必要と認められる場合は、県に対し報道機関への広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報要請は、原則として県が行う。ただし、本市で要請する必要が生じた場合には、次によるものとする。

(1) 報道機関

本市は、広報すべき情報の準備が整った際には、次に掲げる報道機関に対し発表する。

表 発表の対象となる報道機関（川口記者クラブ一覧）

No.	社名	No.	社名
1	朝日新聞社	7	NHK
2	読売新聞社	8	時事通信社
3	毎日新聞社	9	テレビ埼玉
4	東京新聞	10	日刊工業新聞社
5	埼玉新聞社	11	日本経済新聞社
6	産経新聞社	12	共同通信社

(2) その他の報道機関

その他必要があると認めるときは、(1)に掲げる報道機関以外の報道機関に対しても発表する。

(3) 被害状況の統一

報道機関に対する被害状況の発表については、その相違を避けるため、市災害情報システムに登録された情報をもとに報告を作成し、事前に関係機関が緊密に情報交換を行うことを徹底する。

また、報告の作成にあたっては、消防庁の様式に基づき、市の被害状況、対応状況について、発災直後から記述を追加する形式で、定期的に公表する。

3. 被災者支援に関する広報

被災者の不安を軽減して生活の再建に向けた取り組みを支援するために、被災者への各種支援制度について、あらゆる広報手段をもって、周知・広報を行う。

被災者支援に関する広報については、第4部 第2章 第3節 被災者の生活の安定を準用する。

4. 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告に関するもののほか、次に掲げるものを作成、若しくは関係機関などの協力を得て収集する。

- ・本市で収集した災害写真、災害映像
- ・防災関係機関及び市民などが取材した災害写真・映像
- ・報道機関などによる災害現地の航空写真
- ・災害応急対策活動取材した写真、その他

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第7節 災害広聴計画

発災直後から、被災者の家族などから安否や被害の状況確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、その他様々な問い合わせ、相談、要望などが寄せられる。

こうしたことから関連情報の体系的な収集に努め、被災者などの抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じることで、少しでも不安、悩みを解消し、被災者の生活再建と安定を支援する。

1. 被災者に対する広聴活動の実施

1-1. 災害相談窓口の設置

大規模な災害が発生したとき、又は市災害対策本部長の指示があったときは、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通情報などに関する相談に対応するため、専用のコールセンター及び第一本庁舎や支所等に災害相談窓口を開設し、相談、問い合わせの受付業務を実施する。

問い合わせ及び相談内容については、関係部局及び関係機関と連携・協力して解決にあたるとともに、本市単独では対応できない事項については、県の「災害情報相談センター」の震災相談連絡協議会等との連携を図る。

1-2. 個別聴取・アンケートの実施

被災状況によって必要であると認められる場合は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情などの収集を行う。また、必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

1-3. 情報共有の場の提供

避難所における避難者の意見・要望については、避難所に設置する情報伝言板に、要望と回答を掲示し、情報の共有化を図る。

災害相談窓口に寄せられた内容や市民からのメールによる問い合わせなどについても、プライバシーに配慮したうえで、市ホームページ上で意見・要望と回答を掲載する。

1-4. 災害相談窓口の活動内容

発災後は、災害相談窓口を設置し、被災地域での個別聞き取りを行い、次の活動を行う。

- (1) 約5日後：被災地域での個別聞き取りを行う。
- (2) 約10日後：被災者アンケートを実施する。
- (3) 約2週間後：被災者の要望・苦情を分析し、災害相談窓口での対応を見直す。
- (4) 約20日後：被災地域での個別聞き取りを行う。
- (5) 約1か月後：被災者の要望・苦情を分析し、災害相談窓口での対応を見直す。
- (6) その後：定期的に個別聞き取りやアンケート調査を実施し、被災者の要望等を分析する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2. 県との連携

情報収集や提供など、県が設置する「災害情報相談センター」の業務に協力する。

2-1. 要望・苦情などの把握

必要に応じて、県がホームページ上に開設するサイトから、被災者の要望、苦情などの情報を収集する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第3章 生命に関わる応急活動

災害から被災者の生命を守るため、関係機関と連携を図り、応急対策を速やかに実施する。

第1節 消防応急対策

本市は、消防法、消防組織法などに基づき、水火災及び人命救助を要する災害、又はそれらの発生のおそれがある事象を警戒並びに鎮圧し、防除するため川口市消防組織の機能を十分に発揮して、人命、身体及び財産の災害による被害を軽減する。

消防は、各種規程等の計画に基づき、消防団と緊密に連携して、限られた消防力を最大限有効に活用し、効果的な消防活動を実施する。

なお、消防活動の基本方針は次のとおりである。

【消防活動の基本方針】

1. 消防活動

消防の総力を挙げて、火災の早期発見、延焼拡大の防止を図る。

2. 救急・救助活動

発災時には、火災に加えて家屋の倒壊や障害物の落下などによる救助事故並びに危険物及び毒劇物の漏えいなどによる複合的な災害が発生し、大規模災害に発展するおそれがあるため、消防の人員、資機材を活用し人命救助、救急活動を行い人命の安全確保に努める。

3. 避難の安全確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域について、市民を安全に避難させるための活動を行う。

1. 消防団の活動

1-1. 消防団の役割

消防団は、平常時から地域に密着して防災活動を行っていることから、震災時には、市民の中核的存在として、市民に対する次の活動の実施主体として、重要な役割を担う。

(1) 出火防止及び初期消火

地震の発生により火災などの災害発生が予測された場合、消防団は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断など）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防局と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での電力復旧時の出火などの警戒活動を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(3) 救急・救助

消防隊による活動を補佐し、「第2節 救急・救助活動」に基づいて要救助者の救出・救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難情報が発令された場合、これを市民に伝達するとともに、「避難誘導（第3部第3章第4節参照）」に基づき消防隊、避難所担当職員と協力して市民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防隊による情報収集活動を補佐し、「情報の収集・伝達（第3部第2章第5節参照）」に基づき、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援部隊の受入れ準備

「応援部隊の受入れ」に基づき、応援部隊の受入れ準備及び活動地域の案内などを消防隊と協力して行う。

2. 応援要請

2-1. 埼玉県下消防相互応援協定による応援要請

市長は、本市の消防力で十分な活動が困難である場合、「埼玉県下消防相互応援協定」に基づき、県内他市町村の消防機関に応援を要請する。

2-2. 知事に対する応援要請

市長は、本市の消防力で十分な活動が困難である場合、県知事に対して応援要請を行う。

(1) 埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）との連携

本市内において、救出を要する市民が多数いるような大災害が発生した時に、県知事に対して埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の出動を要請する。

(2) 緊急かつ広域的な応援要請

被害が甚大かつ広域な場合は、県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。応援要請手順は次のとおりである。

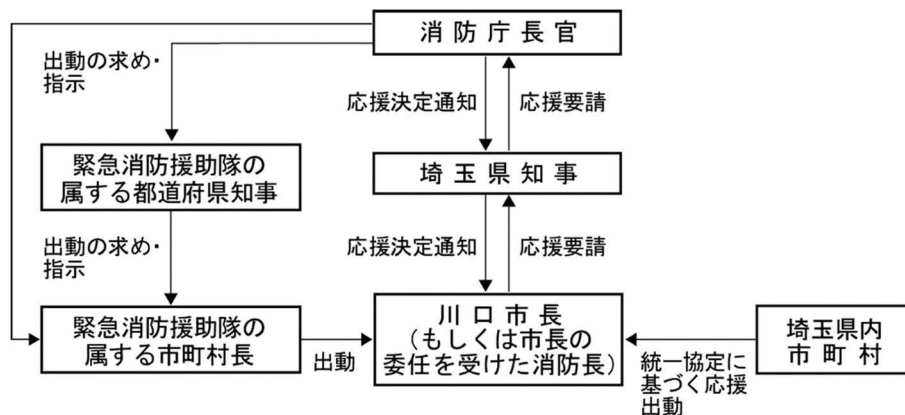


図 緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第2節 救急・救助活動

本市は、関係機関と連携し、地震災害により倒壊家屋の下敷きになっている被災者など、現に生命、身体が危険な状態にある被災者への救急・救助活動を最優先で実施する。

1. 救急・救助活動

1-1. 大規模災害の特性

大規模災害時の救急・救助活動を的確かつ迅速に行うため、その災害特性を把握したうえで活動する。

(1) 救急活動に対する特性

- ・同時に多数の傷病者が広範囲に発生する。
- ・搬送先医療機関の確保が困難になる。
- ・救急医療情報の収集が困難になる。

(2) 救助活動に対する特性

- ・同時多発的に、多種多様な救助事象が符合し発生する。
- ・大規模建築の倒壊、土砂崩れなどの規模の大きい救助事象が発生する。
- ・通常の救助器具以外に建設資機材などを必要とする救助事象が発生する。

1-2. 救急・救助活動の基本方針

(1) 救命活動優先の原則

救急隊は、救命活動を優先する。

(2) 重症者優先の原則

救急処置は、救命の処置を必要とする重症者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

(3) 救助活動の優先の原則

救助活動は、人命の救助を優先して実施する。

(4) 火災現場付近優先の原則

規模が同じ程度の救助事象が、火災現場付近とその他の場所に同時に発生した場合は、火災現場付近を優先して活動する。

この場合、火災の拡大状況などから総合的に判断し、救助の時期を失することのないよう十分注意する。

(5) 救助効率重視の原則

同時に複数の救助事象が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に注力し活動する。

(6) 多数人命危険対象物優先の原則

高層ビル、地下街など不特定多数の者を収容し、パニックなどにより多数の人命の危険が予想される対象物に事故が発生した場合は優先して出場し、救助活動を実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(7) 救命処置必要者優先の原則

救助は救命処置を必要とする者を優先し、消防団員及び付近の市民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員と比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先とし、短時間に一人でも多く救出する。

1-3. 搬送順位の決定

搬送は、救命処置を必要とする傷病者を優先する。

なお、この場合、軽症者などの割り込みにより救急車が占有されないようき然とした態度で臨むとともに、このような気配がある場合は現場の警察官などに協力を要請し、混乱を避ける。

1-4. 救助事象の把握

本市が行う情報収集活動によるほか、情報を有する防災関係機関、消防団、自主防災組織、通行人などから救助事象の把握に努める。

なお、概ね次の対象物について、救助事象の把握に努める。

【救助事象把握の対象】

- ・ 病院
- ・ 大規模店舗
- ・ 旅館、ホテル
- ・ 劇場など
- ・ その他署隊長が必要と判断する対象物

1-5. 救助活動の実施

消防は、各種規程等の計画に基づき、限られた消防力及び資機材を最大限有効に活用し、出場の優先順位を加味した上で、効果的な救助活動を実施する。

表 優先すべき救助事象

順位	救助事象
1	危険物、毒物、可燃性ガスの流出、漏えい拡散事故
2	大規模店舗、病院など多数の者を収容する建築物の倒壊事故
3	列車、電車の衝突、転覆事故
4	一般建築物、工作物の倒壊事故
5	がけ崩れなどによる事故
6	低地における堤防、護岸の決壊による事故
7	橋りょうの倒壊に伴う事故
8	その他の事故

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-6. 防災関係機関などとの連携

(1) 防災関係機関などとの連携

救助活動の現場においては、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）など防災関係機関と緊密な連携を図り、要救助者の把握に努め、効果的な活動を行う。

(2) 自主防災組織などとの連携

大規模災害時には、地域の自主防災組織、市民などとの連携が不可欠であることから、安全を確保し、協力を得て、効果的な救急・救助活動を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第3節 医療救護活動

災害時における医療救護活動の内容を定め、応急時に対応する。

1. 初期医療体制の構築

1-1. 保健医療調整本部の設置

保健医療調整本部は、市災害対策本部と連携し、地域の実情に応じた災害時医療体制を調整し、本市内における災害時医療救護活動を行う。

(1) 主な役割

- ・国・県、地域災害医療コーディネーター、関係機関等と連携し、災害時医療体制の調整を行う。
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、埼玉県看護協会などの関係団体と連携し、災害時医療体制の構築を行う。

【具体的な役割】

- ・医療機関、関係団体及び関係施設の被災状況を確認
- ・医療機関の傷病者受入体制に係る情報収集
- ・傷病者の搬送手段、搬送先の調整
- ・救護所の設置の検討・運営
- ・保健医療活動チーム（DMAT等）の受入検討、派遣要請・配置調整
- ・広報・情報活動（受診可能な医療機関や救護所の開設状況）

(2) 調整本部の設置・運営等

- ・調整本部は、発災後1週間以内に設置する。
- ・調整本部は、鳩ヶ谷庁舎に設置することを原則として、設置場所及び事務局の体制については、地域で想定される災害の規模、地域の災害時医療資源の状況及び関係団体等の意見を踏まえ、順位を付けて複数案を事前に定める。

1-2. 医療救護需要の把握

本市は、発災直後に情報収集を行い、医療機関の機能が停止又は不足している地域について、医療を必要とする状態にある市民の人数、負傷状況を調査する。

1-3. 医療機関の確保

本市は、医療機関の被害状況、患者収容状況を把握する。医療機関のライフラインに被害が生じた場合は、関係機関に連絡し、早期復旧を依頼する。

院内での診療行為の継続が不可能な医療機関がある場合は、医師会に対し、設置される救護所や診療可能なその他医療機関への医療スタッフの派遣、医療用資器材、医薬品の供給など、本市の行う医療救護活動への支援を要請する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-4. 医療救護チームの編成

災害時には、状況に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力のもと、医療救護チームを編成し、救護所及び医療機関に派遣する。

医療救護チームの編成は、次の要領で行う。

【編成要領】

- ・市災害対策本部の指示により、医療救護活動が必要な場合に、保健部は、医師会、歯科医師会などに協力を求めて、医療救護チームの編成を行う。
- ・医師会、歯科医師会などは、協力して医療救護チームを編成し、医療救護活動を実施する。

1-5. 応援要請

本市の能力では十分な医療活動が行えないと判断される場合、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（医療救急部（保健医療調整本部））及びその他関係機関に協力を要請する。医療救護チームが不足する場合は、県（DMAT 県調整本部（保健医療調整本部））に埼玉 DMAT の派遣を要請し、併せて受入体制を整える。

【「保健医療調整本部」について】

○設置の経緯

平成 28 年熊本地震における対応に関して、内閣官房副長官（事務）を座長とする平成 28 年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成 28 年 7 月 20 日）において、医療チーム、保健師チーム等における情報共有に関する課題が指摘され、今後、「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する」べきこととされた。

こうした点を踏まえ、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備にあたり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

資料：「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日 厚生労働省）

○保健医療調整本部の設置時期

（目指すべき姿）

県は、保健医療活動を総合調整するため、県災害対策本部の設置に伴い、直ちに医療救急部に保健医療調整本部を設置する。

資料：「埼玉県災害時医療救護基本計画」（令和 7 年 4 月改訂 埼玉県）

○DMAT 県調整本部（保健医療調整本部）

県災害対策本部に「DMAT 県調整本部」を設置し、県内外からの DMAT の受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。

資料：「埼玉県地域防災計画」（令和 7 年 5 月 埼玉県防災会議）

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

○県（医療救急部兼保健医療調整本部）

県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めるときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉 DHEAT」（Disaster Health Emergency Assistance Team）を派遣する。埼玉 DHEAT は、保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえる死と二次的な健康被害の最小化を図る。

資料：「埼玉県地域防災計画」（令和7年5月 埼玉県防災会議）

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

1-6. 基幹災害拠点病院の初期医療体制

基幹災害拠点病院は、トリアージセンターを設置し、医療救護チーム及び救急班と調整しつつ、赤（重症）・黄（中等症）患者を受け入れ、治療を行うとともに、緑（軽症）を救護所へ送る。災害救護医療を確実に提供するため、災害救急医療従事者・従事車両以外の敷地内の立入りを制限する。

2. 医薬品、医療用器具の調達

基幹災害拠点病院は、災害の状況に応じて、医師会、歯科医師会、薬剤師会などに対して必要な医療用器具、医薬品などの調達について協力を要請する。

また、あらかじめ協定を締結した事業者に対して、供給を依頼する。

3. 救護所の設置

医療救護活動は、医療機関の診療機能が残存している場合には医療機関で診療することを原則とするが、傷病者が多数発生し市内医療機関が機能していない、若しくは被災状況が明らかでない場合は、医療機関付近にトリアージと軽症患者を処置するための救護所を設置する。設置のために必要な備品や医薬材料等については、救護所を設置予定の医療機関とあらかじめ協議しておく。

4. 医療救護活動

4-1. 傷病者の傷害などの区分の判別

医療救護チームは、救護所でのトリアージの実施により傷病者の傷害の区分（救命処置の必要な者とそうでない者）を判別し、病院などへの搬送の必要性及び応急処置の方法などを判断する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

4-2. 傷病者に対する応急処置

医療救護チーム及び救急班は、救命処置を必要とする傷病者を優先として応急処置を行う。

4-3. 病院などへの搬送

【搬送に係る留意事項】

- 病院などへ搬送が必要な傷病者については、救命を要する重症者を優先に移送順位を決定する。
- 基幹災害拠点病院では、トリアージセンターを設置し、救護所や他の病院から重症患者を受け入れるほか、重傷度に応じ、後方病院への移送が必要な場合には、埼玉 DMAT・自衛隊（医療）・埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）等に緊急搬送を要請する。

4-4. 精神科救急医療の確保

被災者向けの災害相談窓口の開設や巡回サービスなどの対策活動を通じ、環境の急変などから病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

5. 緊急搬送体制の確立

傷病者の救命措置を行うため、緊急搬送体制を確立し、適切な搬送計画により実施する。

5-1. 傷病者搬送の手順

(1) トリアージの実施

災害時に多数の傷病者が同時に発生した場合、トリアージを実施し、傷病者の傷病程度を選別のうえ処置の必要度により搬送順位を決定する。

(2) 重症者の搬送

医療救護チームは、トリアージによる傷病者の選別結果により、カテゴリーⅠ（最優先治療群）を優先とし、消防局、その他搬送協力機関、市民等と協力し、後方医療機関への傷病者の搬送を実施する。

5-2. 後方医療機関への搬送

後方医療機関へ搬送する場合は、広域災害救急医療情報システムや県災害対策本部医療救急部からの情報により、後方医療機関の被災状況や傷病者の受入れ可能状況を把握し、適切な搬送計画により実施する。

傷病者搬送は、消防局、搬送協力機関と調整して車両を確保した上で搬送を実施する。また、車両数が不足する場合は、自衛隊、県に対し車両の確保を依頼する。広域搬送が必要な場合には、ヘリコプター搬送の要請を行う。

ヘリコプターで搬送を行う場合は、状況に応じて、基幹災害拠点病院駐車場屋上のヘリコプター離着陸場及び市内指定緊急離着陸場を使用する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第4節 避難誘導

風水害や大規模地震発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいといった二次災害から市民の生命、身体などの安全を確保するための避難対策は、本市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。

1. 避難情報の発令・伝達

風水害、地震に伴う二次災害の発生、火災拡大などにより市民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難情報についての必要な事項を定める。

1-1. 避難情報の発令

- (1) 避難情報の発令者
危険が切迫した場合には、市長は避難情報を発令し、直ちに県知事に報告する。
- (2) 避難場所及び避難所の選定
避難場所及び避難所の選定は、市長が行う。
- (3) 避難情報の内容
避難情報は、次の内容を明示して行う。

① 発令日時	⑤ 避難先及び避難経路
② 発令者	⑥ 避難時の留意事項
③ 要避難対象地域	⑦ 避難理由
④ 立ち退き先	⑧ 担当者、連絡先

1-2. 市民への周知

本市が避難情報を発令した場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、市民へ迅速に周知する。

1-3. 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設け、防災従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 設定権者
市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民などの生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる(災害対策基本法)。
- (2) 警戒区域設定の伝達・報告
警戒区域を設定した場合の伝達・報告は、避難情報の伝達・報告方法を準用する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-4. 情報伝達方法の確保

本市において災害が発生し、又は発生が予想されるなど、危険が切迫している状況において、避難情報などの緊急性の高い情報伝達は、次の手段により行う。

【緊急性の高い情報の伝達手段】

- ・ 防災行政無線
- ・ きらり川口情報メール（LINE 川口市公式アカウント）
- ・ 川口市災害緊急情報配信システム（自動架電・ファクシミリ配信サービス）
- ・ 緊急速報メール
- ・ Yahoo!防災速報
- ・ Lアラート
- ・ 川口市ホームページ
- ・ 各種 SNS（X（旧 Twitter）、Facebook）
- ・ 広報車、消防車両による広報
- ・ 町会・自治会などを通じての伝達（電話等）
- ・ 公共施設等への掲示

2. 警報や避難に関する放送要請

本市は、避難情報等の伝達においては、報道機関に対し、主に Lアラートを通じて行うが、その情報が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条に基づき、直接、報道機関への広報要請を行う。

2-1. 避難情報の解除

当該市民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、市長は避難情報を解除する。

市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。

3. 避難誘導

風水害等の発生するおそれがある場合、又は地震災害等の発生直後において、避難する市民の安全を確保するためには、適切な誘導などを行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難時の誘導方法については、次のとおりとする。

3-1. 避難誘導の実施

本市、消防、警察のみでは、全ての市民の避難誘導を行うことは難しいため、自主防災組織及び消防団が中心になり、市民一人ひとりに自主的に避難してもらうことが重要である。

そのため、市民は本計画に基づき、次の避難誘導を行うものとする。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

3-2. 避難誘導の留意点

避難誘導を行うにあたって、避難誘導の実施者は次の点に留意して避難誘導を行う。

【避難誘導の留意点】

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること
- 自主防災組織などと連携を図り、避難者の誘導措置を講じること
- 出発、到着の際には「避難者カード」を活用し、人員の点検を行うこと
- 危険地点には、ロープなどによる標示を行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること
- 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用すること
- 状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者を適当な場所に集合させ、車両などによる輸送を行うこと（状況により県に応援要請を行う）
- 誘導中は、事故防止に努めること
- 避難誘導は、町会・自治会単位など、地域の結びつきの強い単位で行うこと
- 避難誘導の優先順位は、概ね次の順序で行うこと
 - ① 病弱者、障害者
 - ② 高齢者、乳幼児、児童
 - ③ 市民

3-3. 消防局の助言・誘導

消防局は、避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用などを勘案し、もっとも安全と思われる方向を市長、警察に助言する。

高齢者、障害者など要配慮者に対する避難誘導については、周辺市民及び自主防災組織などの協力を得るなどして避難場所及び避難所への誘導に努める。

3-4. 市民への呼びかけ

避難誘導の実施者は、誘導を行う際、次の事項を市民に呼びかけながら誘導を行う。

【誘導時の呼びかけ事項】

- 携帯品は、貴重品、一日分の食料、最低限の身の回り品など、円滑な避難に支障をきたさない最小限度のものとする
- 隣近所など、近隣住民同士での安否確認、救助活動を行うこと
- 要配慮者を優先して避難させるものとし、必要な配慮を行うこと

3-5. 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚に障害のあるかた）などによって、避難所への移動に支障をきたすおそれがある。

避難誘導者は、市民と協力し、避難行動要支援者の状況に応じた誘導を行う。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第5節 帰宅困難者対策

帰宅困難者を大別すると、電車等により市外から通勤・通学し、市内で帰宅困難になる者と、市内から市外へ通勤・通学し、市外で帰宅困難になる者に分けられる。ここでは市内で帰宅困難に陥る、前者への対策を記載する。

1. 帰宅困難者に対する対応

1-1. 帰宅困難者等への啓発

「自らの命や安全は自らが守る」ことを基本とし、次の事項を周知する。

【周知事項】

- ・救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の妨げになる可能性があることから、企業や学校等の施設に留まるよう周知する。
- ・市内で帰宅困難になった者に対して、帰宅先や経路の状況を確認し、無理のない計画を立案・実施することを周知する。
- ・市内の事業所などに対して、徒歩帰宅を行う者に対しての水、食料、情報などの提供のほか、トイレ・仮宿泊場所などの提供を呼びかける。

1-2. 情報提供

(1) 実施機関と対策の内容

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況などに関する情報、安否を気遣う家族への連絡方法などに関する情報を提供する。

なお、実施にあたっては県及び関係機関に協力を要請する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

表 帰宅困難者への情報提供を行う機関と対策

実施機関	項目	対策内容
県	情報提供、 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板サービスを利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被災状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
市	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅者への簡易地図などの配布 ・帰宅困難者への一時滞在施設に関する情報提供
	広報	・他の機関が提供する情報の周知
	情報提供	・緊急速報メールによる情報提供
鉄道事業者	情報提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段などの情報提供
通信事業者	安否確認の 手段提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板サービス ・特設公衆電話の設置など
各携帯事業者	安否確認の手段提供	・災害用伝言板
ラジオ、テレビ 等 放送・報道機関	情報提供	・帰宅困難者向けの情報提供 (県内の被害状況、安否状況、交通関係の被害復旧、運行情報)

(2) 帰宅困難者に伝える情報例

【帰宅困難者に伝える情報例】

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰路等に関して注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

1-3. 徒歩帰宅者に対する支援の内容

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供などを実施する。
なお、実施にあたっては県及び関係機関に協力を要請する。

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

表 徒歩帰宅者に対する支援内容

実施機関	項目	対策内容
市及び県	場所・情報の提供	・九都県市締結の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション等におけるトイレ、休憩所等の提供
	代替輸送の提供	・バス輸送の実施 ・船着場を活用した河川舟運による輸送の実施
市及び帰宅困難者対策協議会等	場所・物品の提供	・避難所、一時滞在施設等において食料、飲料水、トイレ、休憩所等の提供
鉄道事業者	トイレ等の提供	・トイレ等の提供
電力事業者	沿道照明の確保	・沿道照明用電力の供給（県からの優先復旧指示に基づく）

1-4. 一時滞在施設の活用

(1) 主要駅周辺における一時滞在施設の活用

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるために確保しておいた施設を一時滞在施設として活用する。一時滞在施設は公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を活用する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設の受入れ能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先する。一時滞在施設の運営については、「避難対策」を準用する。

(2) 一時滞在施設での飲料水、食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、帰宅困難者用に備蓄しておいた飲料水、食料等を必要に応じ提供する。

なお、一時滞在施設の備蓄を活用できない場合には、あらかじめ定められた他の備蓄倉庫からの備蓄物資の提供を行う。

1-5. 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、あらかじめ作成した災害時のマニュアルに基づき、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する措置をとる。

そのため、家族の安否確認方法を周知するほか、企業内で備蓄した飲料水、食料等を活用する。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で災害に遭遇した場合においては、自社従業員等と同様な対応を取る。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

1-6. 学校等における帰宅困難者対策

学校は、災害時のマニュアルに基づき、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期するとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる。

このため、あらかじめ備蓄していた、児童・生徒用の飲料水、食料等を活用する。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法に基づき、災害伝言ダイヤルなどを活用して児童・生徒の安否情報の提供を行うとともに、保護者との連絡をとる活動を行う。

保育所、幼稚園、放課後児童クラブについても同様の対応措置を講じる。

1-7. 川口駅周辺帰宅困難者対策協議会の連携

東日本大震災では、川口駅周辺でも多くの**かた**が帰宅困難者となった。このことを教訓に、鉄道事業者、公共機関、行政等駅周辺事業者が協力して行動できるよう平成24年11月22日に協議会を設置し、災害時の対応について協議を行っている。

今後も、構成員相互の連携を強化していく。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第6節 避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営

ここでは、避難所及び指定緊急避難場所の開設、運営について定める。

1. 避難所の開設・運営

市長は、市内、東京都23区又はさいたま市、越谷市、戸田市、蕨市、草加市に震度6弱以上の地震が発生したときは、直ちに避難所を開設し、避難所等担当職員を派遣する。

また、その他災害が発生したときは、被害状況に応じて避難所を開設する。

▶ 避難所一覧については資料編参照

1-1. 避難所の開設

避難所の開設にあたっては、事前計画（避難所等開設・運営マニュアル）に基づき、次の事項を実施する。

【避難所開設の時期】

- ・被災者、負傷者などの発生状況、市内の被災状況などから開設する。
- ・避難所を開設したときは、開設状況を速やかに市災害対策本部に連絡する。
- ・避難所の開設は市災害対策本部からの指令がなくとも避難の必要が生じた場合、職員の動員配備計画に基づき開設する。また、夜間などで施設の管理者が不在のときは、最初に施設に到着した職員が同様の措置を行う。
- ・非常体制の場合は本部要綱に基づいて活動する。
- ・避難所内に事務所を開設する。事務所には避難者からよくわかるように「事務所」の表示をする。
- ・事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品など）を準備する。
- ・避難者の受入れスペースを設定する。この際に、自主防災組織などの意見を聞き、部屋割りが可能なときはできるだけ地域ごとにスペースを設定する。
- ・避難者の指定のスペースへの誘導は当初は避難所等担当職員が行うが、早い時期に避難者の代表者に依頼するようにする。

1-2. 市民に対する周知

市長は、避難所を開設したときはその旨を公示し、避難所に避難すべき者を誘導し保護する。

1-3. 避難所の運営

本市は、あらかじめ定められた避難所担当職員を各避難所に派遣し、市民が実施する避難所の運営に対する補助を行う。避難所担当職員による運営補助は原則発災から3日間とし、以降の運営管理については避難者による自主管理とする。

また、避難所の運営は自主防災組織を中心とした避難者が避難所担当職員、警察、市医師会などの防災関係機関などの協力を得て、「避難所等開設・運営マニュアル」に基づき行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

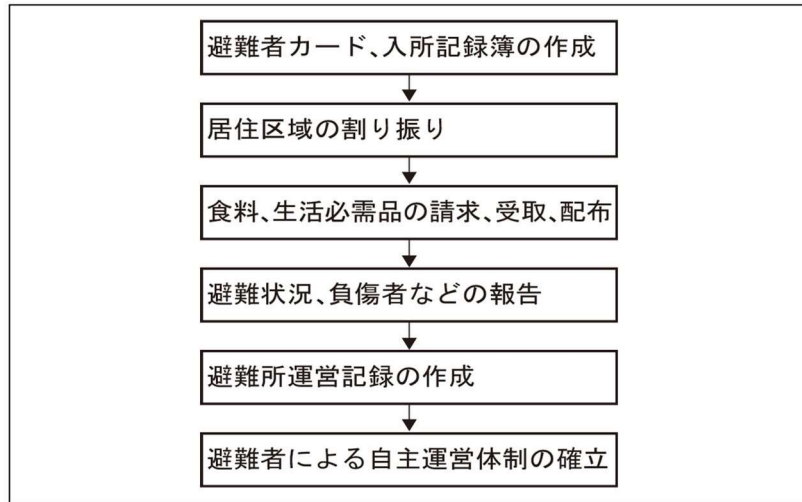


図 運営手順

(1) 避難所の運営体制の確立

ア 運営組織の設置

避難所開設から3日が経過した場合、避難所の運営は、避難者自身により行うため、原則として自主防災組織を中心とし運営組織を設置する。避難所担当職員は、運営組織が設置されたときに事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようサポートする。

具体的な運営組織の設置手順は、「避難所等開設・運営マニュアル」による。

運営組織は自主防災組織などがあらかじめ定めた組織体系によるものとし、運営組織は次のとおりとする。

【運営組織】

- 運営組織は、本部長、副本部長、各活動部の部長・副部長及び避難所の管理者（学校長及び教頭）で構成する。
- 活動部は、庶務部、物資部、救護・衛生部、施設管理部で構成し、町会・自治会ごとに役割を割り振る。
- 各活動部の部長・副部長は、町会・自治会員の中から本部長、副本部長が指名する。
- 必要に応じてボランティアを各部局に配置する。
- 避難所となる施設の職員（教職員）は、各活動部の活動を支援する。

イ 避難所担当職員の派遣

本市は、初動体制の定めるところにより市民が避難する避難所に、あらかじめ指定した避難所担当職員を派遣する。

ウ 警察への応援要請

避難者の安全確保及び災害情報の収集などのため、県を通じ、県警本部に対して、本市が指定する避難所に必要に応じて警察官の派遣を要請するほか、本市と連絡を密にして避難所の秩序維持などに協力するよう要請する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(2) 居住区域の割り振り

避難所の運営組織は、本市の協力を得ながら、各居住班が施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。

避難者居室は「一般避難スペース」「福祉スペース」に区分する。

居住区域の割り振りにあたっては次の点に留意して行う。

【居住区域割り振りの留意点】

- 世帯と地域を単位とし、居住区域を割り振る。
- 血縁関係や居住地域を考慮する。
- 地域内に居住していない避難者については年齢や性別を考慮し、割り振る。
- 介護が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に配慮した上、家族と別離することがないよう区域を割り振る。
- 区域割り振りの目安は、施設の規模により適宜決める。
- ペットスペースを原則屋内に区割りし、ペット専用の避難スペースを設置する。

(3) 避難者カード、入所記録簿の作成

避難者カード、入所記録簿の記入は、避難所の運営組織により受入れスペースで行う。入所記録簿は居住班（組）別に整理する。

(4) 避難所運営の留意点

運営組織及び避難所担当職員は、次の点に留意し、避難所の運営・サポートを行う。

【運営上の留意点】

- 避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。本市で不足が見込まれる場合には県、近隣市・区に応援要請する。
- 避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。
- 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。女性に配慮した避難所の運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。
- 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、性的マイノリティ、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、性別を考慮した更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置するよう努める。また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。
- 女性や要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

1-4. 避難所への誘導及び帰宅行動の支援

本市は、警察の協力を得て避難者の避難所への誘導又は帰宅行動の支援を円滑に行う。

1-5. 避難所における救援活動

避難所における救援活動は、概ね二次災害の終息（大火災が鎮静）の後に実施することとし、避難所担当職員を中心に避難者、自主防災組織などの協力を得て次の活動を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(1) 本部への状況報告

避難所担当職員は別紙様式により、避難者名簿、物品受け払い簿及び避難所日誌を作成し、逐次本部へ避難の状況を報告する。別紙様式は、資料編のとおりである。

(2) 救援物資の配布

本市から供給された食料・毛布その他の救援物資（避難所へ直接寄贈された物資を含む）は、物資置き場として指定した場所で集約して管理し、避難者に平等に配布する。

ただし、不足する場合は、状況を説明した上で子どもや高齢者などを優先して配布する。

配布は、避難所管理・運営本部組織の物資部（避難者自身）が行い、必要に応じてボランティアの協力を得て実施する。

救援物資が不足する場合は、避難者数、世帯数、食料数をまとめ、本部に速やかに連絡し、避難者に配布する。

(3) 負傷者などの処置

避難者の中に負傷者などを確認し、緊急を要する場合は、医療機関、消防署などに連絡し、適切な処置をとるとともに状況を記録し、本部へ報告する。

1-6. 避難所の閉鎖

避難所は、災害がおさまり、避難の必要性がなくなり、被災者のための応急仮設住宅の建設など、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

避難所を閉鎖した場合、その旨を速やかに県、その他関係機関に報告する。

災害救助法の適用を受けた場合の避難所の開設期間は、期間が予測できる場合、あるいは一定期間開設が必要であることが明らかな場合はその期間とする。ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2. 指定緊急避難場所の開設・運営

市長は、河川の氾濫や堤防の決壊等が発生し、又は発生するおそれがある場合、指定緊急避難場所を開設し、職員を派遣する。

➤ 避難場所一覧については資料編参照

2-1. 指定緊急避難場所の開設

指定緊急避難場所の開設にあたっては、事前計画（指定緊急避難場所開設・運営マニュアル）に基づき、実施する。

2-2. 市民に対する周知

市長は、指定緊急避難場所を開設したときはその旨を公示し、指定緊急避難場所に避難すべき者を誘導し保護する。

2-3. 指定緊急避難場所の運営

本市は、あらかじめ定められた避難場所の担当職員を避難場所に派遣し、避難所の運営要領に準じて、各避難場所の「指定緊急避難場所（風水害）開設・運営マニュアル」に沿って運営を行う。

2-4. 指定緊急避難場所の閉鎖

災害から命を守るために緊急に避難する必要がなくなった場合は、指定緊急避難場所を閉鎖する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第7節 要配慮者の支援及び要配慮者利用施設等の対策と支援

市内には、高齢者や障害のあるかた、乳幼児、傷病者などの災害対応能力の低いかた及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人など（「要配慮者」という。）が多数住んでおり、避難後の避難所等での生活に支援が必要になる。

また、要配慮者のうち、本市が定める避難行動要支援者の対象となる市民については、発災時に避難のための情報伝達や避難支援、安否確認等を行う必要がある。

このため本市は、要配慮者に対する支援はもとより、避難行動要支援者に対する避難支援のための施策を速やかに実施する。

1. 在宅の要配慮者に対する支援

1-1. 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認の実施

要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者について、可能な範囲で避難支援を行う。

また、発災後、事前に把握した情報に基づき、被災地域の各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を行う。その際、「川口市避難行動要支援者登録制度」により収集した情報等を活用し、民生委員・児童委員、自主防災組織、町会・自治会、ボランティアなどの協力を得ながら実施する。

1-2. 避難誘導の実施

発災直後の避難行動において、介助人の不足、補装具・日常生活用具の破損、避難所案内などの情報の不備（特に視覚に障害のあるかた、外国人）、道路の損壊（車椅子利用者）など、避難に支障をきたす場合が多い。

震災時における避難誘導を行う自主防災組織（又は町会・自治会）、防災リーダー、消防団などは、市民に強く協力を呼びかけながら要配慮者に対し、可能な範囲で支援を行う。

1-3. 福祉避難所の開設・運営

避難所に避難した要配慮者等のうち、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、共同生活が非常に困難なかた（自傷行為、他害行為、夜間せん妄、徘徊、パニック、汚損等）がいる場合は、災害時要配慮者受入要請（承諾）書（様式3）を作成し避難者カードと併せてFAX等により送付する。その後、関係機関と協力し、避難所から福祉避難所等への移動支援を行う。その際、福祉避難所の受入れ定員に関しては弾力的に取り扱う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-4. 生活救援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、その状況を考慮した食料や飲料水、生活必需品など備蓄物資の提供及び調達を実施する。

なお、配布を行う際には一般避難者と配布時間・場所を別に設けるなど、確実に救援物資の供給が行われるよう配慮する。

また、障害者に対する補装具などの迅速かつ円滑な交付・給付が行えるよう、手続きの簡素化・弾力化に努める。

1-5. 情報提供

在宅又は避難所にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣やファクシミリの設置などにより、情報の提供を適宜行う。その際、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティアなどの協力を仰ぎ、要配慮者に情報が行き渡るよう努める。

1-6. 災害相談窓口の整備

要配慮者は、必要な支援に関する相談等がしにくく、避難所や地域の責任者なども、要配慮者のニーズの把握や支援の実施が十分に行えないという状況が指摘されている。

そのため、市庁舎及び支所、避難所、公民館などに要配慮者に対応する災害相談窓口を開設する。各災害相談窓口には、市職員のほか、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカーなどを配置し、総合的な相談に応じられる体制を整備する。

2. 外国人に対する支援

2-1. 安否確認の実施

職員や通訳・翻訳ボランティアなどにより調査チームを編成し、住民基本台帳などに基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

2-2. 避難誘導広報の実施

防災行政無線や広報車などを活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導広報を行う。

2-3. 情報提供

県及び放送事業者の協力のもと、テレビ・ラジオ（FMかわぐち）、インターネットなどを活用して外国語による情報提供を行う。

また、通訳・翻訳ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌などの発行による生活情報の提供を随時行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2-4. 災害相談窓口の開設

県の協力のもと、市庁舎、支所、避難所などに災害に関する外国人の災害相談窓口を開設する。各災害相談窓口には、職員や通訳・翻訳ボランティアなどを配置し、総合的な相談に応じる。

2-5. 通訳・翻訳ボランティアの確保

県の協力のもと、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳・翻訳ボランティアなどの確保を図る。

3. 要配慮者利用施設等における対応と支援

3-1. 消防計画、避難確保計画及び非常災害対策計画に基づく体制の確保

要配慮者利用施設及び社会福祉施設等の管理者等は、各計画に基づき、職員の動員・参集、避難先及び避難経路の確認等を迅速に行い、災害時の緊急体制を確保する。

➤ 要配慮者利用施設一覧については資料編参照

3-2. 計画に基づく避難誘導等の実施

要配慮者利用施設及び社会福祉施設等の管理者等は、施設の各計画に基づき、災害の緊迫性に応じて、職員の適切な配置や平常時より備蓄した必要な資機材等を用いて、入所者などの救助及び避難誘導を迅速に実施する。

3-3. 生活救援物資の供給

要配慮者利用施設及び社会福祉施設等の管理者等は、食料、飲料水、生活必需品などの備蓄物資を入所者などに配布する。また必要に応じて、本市に対して、入所者などへの生活救援物資の供給を要請する。

3-4. 防災関係機関等との連携

要配慮者利用施設及び社会福祉施設等の管理者等は、避難誘導などを始めとする災害時の対応において、災害の程度に応じて市、近隣の関係施設及び運営団体、自主防災組織、ボランティアなどに協力を要請する。

また、市社会福祉施設が被害を受け入所者の生活継続が困難となった場合、市は県災害対策本部福祉担当に対し、県下の社会福祉施設の受け入れ調整を要請するとともに、社会福祉施設、社会福祉運営団体などの関係機関と協力し、移送を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

4. 要配慮者に対する医療活動

発災後、高齢者や障害者などの要配慮者は体力の低下等により容態が悪化することが予想される。本市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと協力して、避難所や仮設住宅などを巡回し、要配慮者の健康把握に努め、必要に応じて治療若しくは病院への搬送を実施する。

併せて、精神科医療、内部障害、難病などに対する医療についても十分配慮する。特に重症、人工呼吸器等装着者及び人工透析など継続治療を要する要配慮者に対しては、治療先の医療機関の状況に応じて後方医療機関へ搬送する。

5. 要配慮者支援に関する留意事項

要配慮者に対しては、次の事項に留意し、必要な支援を行うとともに、市民に対しても周知し、協力を要請する。

5-1. 屋外での留意事項

- ・声をかけて周りの状況を伝え、必要な場合は安全な場所に誘導する。
- ・避難の時に人手が不足する場合は、周囲の人に応援を要請する。
- ・聴覚に障害のあるかたに対しては、電話の代理を依頼された場合、進んで協力する。
- ・内部障害のあるかた、難病のあるかた、精神障害のあるかたからの依頼があった場合、又は体調が変化した場合は、緊急連絡先を聞き医療機関、保健所、家族などへの連絡に協力する。

5-2. 視覚に障害のあるかたに対する留意事項

- ・全盲と弱視では必要な支援の内容が異なるため、必要とする内容を率直に聞く。
- ・方角や場所を教えるときには右・左・前・後、何歩・何メートルなど、具体的な描写をする。
- ・案内するときは、白杖の反対側に立って腕を貸し、半歩前を歩くようにし、白杖を持つ手をつかむ、急に引く・押すなどはしない。
- ・一緒に歩くときは、車道側を同じ歩調で歩き、階段、段差、障害物の前では手前に立ち止まり、次の行動をはっきり説明する。
- ・物の位置を知らせるときは、時計の文字盤になぞらえて説明するとわかりやすい。

5-3. 聴覚に障害のあるかたに対する留意事項

- ・ろう、ろうあ、難聴、中途失聴など聴覚や言語機能に障害のあるかたは、その障害の内容により、必要な支援の内容が異なるため、必要な内容を率直に確認する。
- ・会話には、口話（読話）、手話、筆談などの方法がある。口話を行う場合、話し相手の口の動きがわかるよう、正面から簡潔・明瞭に話す。
- ・一緒に歩くときは車道側を歩く。
- ・用件を伝えるときは、手招き、肩に触れるなどをして教える。
- ・防災行政無線や避難所の放送など、重要な情報は周りの者が伝える。
- ・電話の代理を依頼された場合は進んで協力し、相手の返事などは、要点を簡潔・明瞭に筆記して渡す。
- ・掲示板、ファクシミリ、電子メールなどを活用し、情報を伝える。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

5-4. 肢体に不自由のあるかたに対する留意事項

- ・避難誘導を行う場合、状況によって、必要に応じた支援を行い、安全な場所まで避難する。
- ・車いす利用者の場合、段差がある場所では3、4人で持ち上げ、昇るときは前向き、降りるときは後ろ向きで進むことを基本とする。

5-5. 内部障害や難病のあるかたに対する留意事項

- ・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸など内臓に障害があるかたは、障害の程度によって日常生活が制限されるにもかかわらず、外見では障害の有無がわからないため、本人に必要な支援を確認し、進んで協力する。

5-6. 知的障害のあるかたに対する留意事項

- ・難しい言葉や言いまわしはできる限り避け、難しい内容でも易しく、わかりやすく伝える。ただし、幼稚な言いまわしをする必要はない。
- ・初めての人や初めての場所に対してとまどう場合が多いため、声をかける。
- ・状況に変化が生じたときは、適宜アドバイスする。
- ・ルールを理解できないかたもいるため、ルール違反については見過ごさず、その場でわかりやすく説明する。

5-7. 妊産婦に対する留意事項

- ・避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

5-8. 外国人に対する留意事項

- ・日本語能力が不足している者の場合、絵や身振りなどで情報を伝える。
- ・周囲の者に呼びかけ、当該言語で情報提供できる者に協力を要請する。
- ・避難所などの生活では、できる限り配慮する。

5-9. 性的マイノリティに対する留意事項

- ・避難者カード等の性別覧は、必ずしも記入を求めるものではない。
- ・性別に配慮したトイレや更衣室の設置に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第8節 行方不明者の捜索

災害時において、行方不明者や死者が発生したときは、その捜索及び収容を行い、死者については応急埋葬を実施する。

1. 行方不明者及び遺体の捜索

1-1. 捜索依頼、行方不明者に関する災害相談窓口の設置

本市は、災害相談窓口を設置し、県警察本部と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせなどに対応するものとし、次のとおり行う。

【災害相談窓口の設置事項】

- (1) 第一本庁舎や支所等に「災害相談窓口」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けたときは、行方不明者の状況を可能な限り詳細に聞き取り記録する。
 - ・住所
 - ・年齢
 - ・身長
 - ・氏名
 - ・性別
 - ・着衣その他の特徴
- (3) 避難所収容記録簿その他市災害対策本部で把握している資料などにより、すでに死亡していると推定される者の名簿（要捜索者リスト）を作成する。

1-2. 捜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、本市が県警察本部、消防機関、自衛隊及び自主防災組織などの協力のもとに実施する。

また、必要に応じ捜索場所の重複や捜索漏れのないよう各機関の代表又は指揮者などが本市に集結し、捜索に係わる情報の分析、捜索活動の分担など連携を図り、捜索を円滑に実施する。

県は、本市の実施する遺体捜索活動を支援する。

1-3. 行方不明者等の氏名等の公表

行方不明者等の情報（氏名・現住所等）を必要に応じ公表する。この際、県の「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき、県等と協議し公表の可否を決定する。

1-4. 被災した可能性のあるかたの名簿作成・提供

被災地域における迅速な行方不明者の捜索及び救助活動のために、必要に応じて住民基本台帳を活用した被災した可能性のあるかたの名簿の作成を行い、自衛隊・警察・消防機関などの災害対応機関への提供を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-5. 災害救助法適用の場合の搜索活動

(1) 遺体の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、速やかに搜索を行う。

(2) 費用及び期間

遺体の搜索のため支出する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日号外内閣府告示第228号）」に定める額を限度とする。

期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第9節 遺体の取り扱い

1. 身元不明遺体の取扱い

1-1. 遺体の検視（見分）

遺体の検視（見分）は川口、武南警察署が各種の法令などに基づいて行う。

検案は、警察協力医が実施し、身元確認のための歯科所見採取は警察署長からの要請に応じて警察協力歯科医が実施する。

なお、大規模災害等の場合は、必要に応じ、医師会が派遣する医師及び歯科医師会が派遣する歯科医師等も協力する。

1-2. 遺体の輸送

本市は、捜索活動などにより発見した身元不明遺体を遺体収容所に輸送する。

1-3. 遺体収容所、検視場所、遺体安置所の設置

本市は、被害の状況に応じて、遺体処理施設（遺体収容所、検視場所、遺体安置所）を開設する。

遺体安置所では、県警察本部による検視・医師による検案を終えた遺体を安置するとともに、遺体の腐敗防止や遺留品などの整理を行う。

表 遺体収容所・検視場所・遺体安置所

施設名	所在地	連絡先
体育武道センター	西青木 5-3-4	048-251-9227
根岸体育館	安行領根岸 128	048-281-6123
鳩ヶ谷スポーツセンター	三ツ和 3-21-1	048-283-1381

1-4. 災害救助法を適用した場合の遺体の処理基準

(1) 遺体の処理（埋・火葬を除く）

災害の際に死亡したものについて、遺体の処理及び、検案を行う。

【遺体の処理事項】

- ・遺体の一時保存
- ・検案

(2) 費用及び期間

遺体の処理のため支出する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 228 号）」に定める額を限度とする。

期間は、災害発生の日から 10 日以内に完了する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2. 遺体の埋葬・火葬

2-1. 遺体の火葬

- (1) 遺体を火葬する場合は、遺体収容所から川口市めぐりの森に移送する。
- (2) 収容した遺体が多数で、川口市めぐりの森だけでは対応できない場合は、近隣の火葬場に協力を要請し、火葬する。
- (3) 焼骨は、遺留品とともに遺体収容所等に一時保管し、身元が判明し次第縁故者に引き渡す。
- (4) 埋葬は、原則として市内で実施する。火葬は、川口市めぐりの森及び協力を要請した近隣の火葬場で実施する。

2-2. 身元が判明しない遺体など

本市は、身元が判明しない遺体及び引き取り手のない遺体の埋・火葬を実施する。

2-3. 広域火葬に係る対応

本市は、川口市めぐりの森の火葬能力だけでは、当該市内の御遺体の火葬を行うことが不可能となった場合において、近隣の火葬場を活用して広域的に火葬を実施する。

【広域火葬に係る本市の対応事項】（埼玉県広域火葬実施要領より抜粋）

- 死亡者数の把握
- 平常時使用火葬場の状況把握
- 応援協力火葬場との調整
- 火葬要員の派遣
- 火葬計画の検討・作成
- 遺体搬送計画の検討・作成
- 遺体安置所の設置
- 災害相談窓口の設置

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第10節 水防・土砂災害対策

河川施設の損壊による浸水被害や、急傾斜地などの損壊による土砂災害を防止するため、応急対策を講じる。

1. 水防対策

この計画は、本市区域内の洪水による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減し公共の安全を図るために埼玉県水防計画の定めるところにより実施する。

1-1. 水防組織及び水防活動隊の編成

川口市の水防組織及び水防活動隊の編成は、川口市災害対策本部要綱、川口市消防局水害活動基準による。

1-2. 重要水防箇所

本市の重要水防箇所は、荒川、芝川、新芝川、毛長川にあり、重要水防箇所の重要度の種別、階級における評価基準が定められている。

表 荒川重要水防箇所（国土交通省荒川下流河川事務所管理）

番号	種別	階級	重要水防箇所	延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
47	漏水	B	緑町～宮町	70	機能に支障が生じるおそれ有り	釜段工
48	漏水	B	宮町～荒川町	60	機能に支障が生じるおそれ有り	釜段工
49	越水 堤体漏水 (重点)	B	川口一丁目	63	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれ有り	積み土のう 表シート張工 月の輪工 土嚢羽口工
50	工作物	B	川口一丁目	12 【1箇所】	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（高崎線）	積み土のう
51	工作物	B	川口一丁目	12 【1箇所】	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（東北本線）	積み土のう
52	工作物	B	川口一丁目	12 【1箇所】	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（京浜東北線）	積み土のう
53	工作物	B	本町一丁目	10 【1箇所】	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（新荒川大橋（下））	積み土のう
54	堤体漏水 基礎地盤漏水	B	本町一丁目～ 元郷二丁目	624	堤体の変状が生じるおそれ有り 機能に支障が生じるおそれ有り	表シート張工 月の輪工 土のう羽口工 釜段工
92	越水 (流下能力)	B	本町一丁目	16.872	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

注：番号は令和7年度 埼玉県水防計画による

表 県管理河川重要水防箇所

番号	河川名	種別	階級	重要水防箇所	延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
毛6	毛長川	堤防高	B	安行慈林～赤井	410	流下能力不足	積土のう工
毛7	毛長川	堤防高	B	安行慈林～本町	410	流下能力不足	積土のう工
芝1	芝川	堤防高	B	さいたま市見沼区～ 木曾呂	14,500	堤防余裕高不足 流下能力不足	積土のう工
芝2	芝川	堤防高	B	さいたま市見沼区～ 木曾呂	14,500	堤防余裕高不足 流下能力不足	積土のう工
新芝1	新芝川	高築堤	高	辻～朝日四丁目	2,430	高築堤・高	シート張工
新芝2	新芝川	高築堤	高	弥平四丁目～東領家 五丁目	1,730	高築堤・高	シート張工
新芝3	新芝川	高築堤	高	辻～領家四丁目	5,770	高築堤・高	シート張工

注：番号は令和7年度 埼玉県水防計画による。

1-3. 水防信号及び標識

県知事は、水防法に基づく警鐘信号、サイレン信号といった水防信号及び水防標識を定めている。水防信号の内容は、次のとおりである。

表 水防信号の内容

第1信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	当該水防管理団体の区域に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

1-4. 水防施設など

市内には、排水ポンプ、雨量計、水位観測標、水門などの水防施設、排水ポンプ車や待機用排水ポンプといった水防機械がある。

また、芝川倉庫には、土のう袋などの水防資機材を確保している。

さらに本市が属している荒川左岸水害予防組合として、緑町水防資材倉庫にも水防資材が確保されている。

1-5. 情報の収集・伝達

(1) 警戒・監視活動による情報収集

震災による河川施設の損壊などにより災害が発生するおそれのある場合は、現在の被害箇所、

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及びさいたま県土整備事務所長に報告するとともに、水防活動を開始する。

(2) 情報の伝達

警戒・監視活動により災害が発生するおそれがあると認めるときは、市民及び防災関係機関などに対し、早急に注意を喚起し、又は避難情報の発令、伝達を行う。

なお、避難情報の発令については、「避難対策」に基づいて行う。

1-6. 河川施設応急対策

堤防施設及び護岸の破壊などについては、クラックなどへの雨水の浸水による増破を防ぐため、ビニールシートなどで覆うとともに速やかに復旧計画をたてて復旧する。

また、水門及び排水機の破壊については、故障、停電などにより運転が不能になることが予想されるため、土のう、矢板などにより応急に締め切りを行い、移動ポンプなどを動員して内水の排除に努める。

1-7. 水防活動

地震の発生により、道路、堤防及び橋りょうなどの施設に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、川口市災害対策本部要綱、川口市警防規程などに基づき、水防機関及び消防機関は、直ちに出勤し、警戒、災害防ぎょ活動に従事する。

(1) 水門の操作

地震を観測した場合、直ちに水門を開閉できるよう体制を整え、必要に応じて適切な開閉を行う。

(2) 資機材の確保及び水防措置の実施

警戒・監視活動により災害が発生するおそれがあると認めるときは、水防用器具、資材の確保に努めるとともに、水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

(3) 居住者などの水防義務

水防のため、必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者に協力を要請し、水防作業に従事させる。

1-8. 警戒区域の設定、水防作業への協力

本市は、荒川左岸水害予防組合（水防管理者）として、水防上緊急の必要があるときは、警戒区域を設定し、優先通行、緊急通行、立ち入りの制限、立ち退き指示を行うことができる（水防法 21 条）。

また、やむを得ない事情があるときは、区域内の居住者又は現場内にいる者を水防作業に従事させることができる（水防法 24 条）。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-9. 決壊時の対応

(1) 決壊時の処置

ア 通報

市長は、堤防及びその他の施設が決壊したとき、直ちにその旨をさいたま県土整備事務所長及びはん濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報する。

この事態が国土交通省直轄管理区域のとき、又はその区域に影響する箇所がある場合は、市長は荒川下流河川事務所長にも通報する。

イ 警察官の出動要請

堤防などの破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、県を通じて警察官の出動を要請する。

(2) 避難のための立ち退き

ア 立ち退き

洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めるときは、立ち退きを指示する。

イ 立ち退き予定地などの居住者への周知

立ち退きを指示した場合、立ち退き予定地、経路及び可能なる処置を設定し、あらかじめ居住者に周知徹底させておく。

ウ 立ち退きの通知

立ち退きを指示した場合、市長は、知事及び関係各警察署長に通知する。

(3) 水防解除

市長は、水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに、これを市民に周知させ、知事に対してその旨を報告する。

1-10. 応援要請

水防活動及び応急復旧に要する人員、資機材が不足する場合、本市は、県（さいたま県土整備事務所）及び荒川下流河川事務所に対し応援を要請する。また、必要に応じて「労働供給計画」に基づき、作業員を確保する。

1-11. 水防実施状況報告

市長は、洪水などにより被害が生じた場合及び水防資材などの救援を要する場合は、直ちにさいたま県土整備事務所にその概況を報告する。また、市長は、水防終了後3日以内に水防実施状況を県に報告する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2. 土砂災害対策

急傾斜地崩壊防止施設が、破壊・崩壊などの被害を受けた場合は、次のような応急措置を実施する。

2-1. 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

災害が発生した直後から土砂災害の前兆現象、土砂災害発生時における被害状況の早期把握に努める。この場合、市民の安全に係わる情報を最優先に収集、伝達する。

(2) 情報の伝達

大雨(土砂災害)や土砂災害警戒情報の発表により土砂災害の発生が予想される場合は、市民及び防災関係機関などに対し、早急に注意を喚起し、又は避難情報の発令、伝達を行う。

なお、避難情報の発令については、「避難対策」に基づき行う。

2-2. 二次災害の防止

本市は、地震の揺れに伴う二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講じる。

(1) 監視の実施

降雨などの気象情報の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂などについて安全に留意した監視を行う。

(2) 立ち入り規制

安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の避難情報を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り禁止などを実施する。

(3) 崩壊防止措置

崩壊の前兆が見られる箇所に対して、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置などを実施する。

実施にあたっては、さいたま県土整備事務所へ協力を要請する。

(4) 暫定基準の設定

本市で震度5強以上の地震が発生した場合に、県県土整備部と熊谷地方気象台は土砂災害警戒情報の発表基準について暫定基準を設定する。震度5強の場合、通常基準の8割、震度6弱以上の場合、通常基準の7割でそれぞれ運用する。暫定基準運用期間については、県県土整備部と熊谷地方気象台で梅雨期から台風期を経て降雨状況と土砂災害の発生状況を調査検証し、通常基準に戻すかどうか決定する。

また、熊谷地方気象台で大雨(土砂災害)警報、注意報の発表基準についても土砂災害警戒情報と同じ割合で暫定基準を設定する。通常基準に戻すときは、土砂災害警戒情報の暫定基準を通常基準に戻す時と同時に行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第11節 建築物危険度判定

1. 被災建築物の応急危険度判定

本市は、地震により被災した建築物の余震などによる倒壊、部材の落下などから市民の安全を確保するため、市災害対策本部に応急危険度判定実施本部（以下、実施本部）を設け、被災した建築物の応急危険度判定を実施する。

1-1. 応急危険度判定士の確保

建築物の応急危険度判定は、県により認定された応急危険度判定士が行う。実施本部長は、市内在住の応急危険度判定士などに参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間など応急危険度判定士の参集に必要な事項の連絡を行う。

市内在住の応急危険度判定士は、本市の参集要請により参集するか、あらかじめ定められた方法により自主参集する。

実施本部長は、応急危険度判定士を十分確保できない場合には、県が設置する支援本部を通じて派遣を要請し、判定を速やかに行うことのできる体制整備に努める。

1-2. 応急危険度判定コーディネーターの業務

実施本部長は、危険度判定拠点に行政職員などにより構成される判定コーディネーターを配置し、応急危険度判定士の振り分けや業務配分などの調整にあたらせる。

1-3. 応急危険度判定士の業務

(1) 応急危険度判定の実施

余震による建物倒壊から引き起こされる二次災害を防ぐため、主として外観目視により建物の応急危険度判定を行う。

(2) 判定結果の公表

判定結果は、判定ステッカーを建築物の見やすい場所に貼付し、市民に対して明示する。

なお、判定ステッカーの種類は次のとおりである。

表 応急危険度判定ステッカーの種類

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危険	建物への立ち入りが危険
黄色	要注意	建物への立ち入りに注意を要する
緑色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-4. 市民への広報

市長は、被災地域の市民に対して、応急危険度判定実施の理解を得るために、立ち入りなどによる危険性について広報する。

2. 被災宅地の危険度判定

本市は、災害により崩壊の危険性がある宅地に対して、被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し市民の安全を確保する。

なお、被災宅地危険度判定の実施は、応急危険度判定と同様に行うものとし、次の判定ステッカーを用いて市民に明示する。

表 被災宅地危険度判定ステッカーの種類

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危険	宅地への立ち入り危険
黄色	要注意	宅地への立ち入りに注意を要する
青色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

3. 被災度区分判定（復旧要否の判定）

災害により被害を受けた公共施設については、復旧をできるだけ速やかに行うために、被災建築物の復旧の要否を判断する。

民間建築物については、建物所有者が任意に建築事業者等との契約により、建物の耐久度、復旧工事の要否を判断するよう周知、啓発する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第4章 生活に関わる応急活動

被災後の市民生活を確立するために、被災者の生活支援や要配慮者支援、ライフライン・交通の確保、廃棄物・し尿処理等の応急対策を速やかに実施する。

第1節 社会秩序の安定

本市内に広域的かつ大規模な被害をもたらす災害が発生したときには、様々な社会的混乱の発生が予測される。このため、警察による警備活動を要請し社会的混乱の防止などの活動を推進する。

1. 警備措置

災害時の警備措置を定め、応急時に対応する。

1-1. 警備実施の要請

本市は、災害時の治安維持のため、県を通じ、警察による警備活動の要請を行う。

1-2. 災害警備の実施

災害警備は、国、県、警察、消防機関、その他の関係機関が緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行う。

- 情報収集、伝達及び広報
- 警告及び避難誘導
- 人命の救助及び負傷者の救護
- 交通秩序の維持
- 犯罪の予防検挙
- 行方不明者の搜索と検視(見分)
- 漂流物などの処理
- その他治安維持に必要な措置

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2. 社会的混乱の防止

社会的混乱を抑制し、社会秩序を維持するための活動について、本市が実施する対策の概要を示す。

2-1. 市民に対する呼びかけ

市長は、市内に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに市民のとるべき措置などについて、広報を実施するよう努める。

2-2. 生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみなどの調査及び対策

本市は、生活物資の価格及び需給動向の把握に努めるとともに、特定物資の報告・徴収、立ち入り検査などを行う。

- ・状況により特定物資が適正な価格で流通しているか調査し、必要に応じて売り渡し等の要請を行う。
- ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

2-3. 県に対する要請

市長は、本市の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第2節 防疫・衛生対策

災害による水道などのライフラインの被害や避難生活の長期化などは、生活環境の悪化を招くことになる。被災地域における防疫対策と環境衛生の維持は災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、防疫活動、衛生活動などについて、関係機関等の協力を得て積極的に行う必要がある。

このため、これらの活動を行う組織や体制など、災害時の的確な防災活動について必要な事項を定める。

1. 防疫・衛生計画

災害時の被災地域に発生する感染症の予防のため、防疫活動を実施する。また、感染症が発生した場合は、感染症の拡大を防ぐために防疫活動を実施する。

1-1. 防疫活動組織

本市は、災害が発生した季節及び被害の規模に応じ、迅速に防疫活動を行えるよう、あらかじめ動員計画を作成し、防疫活動体制を確立する。

また、本市は、被害の規模により、必要に応じて県に協力を要請する。

1-2. 防疫活動内容

本市は、地震に伴い水害が発生したときは、消毒を実施する。

また、感染症予防のための環境整備や保健指導を実施し、感染症が発生したときは、消毒の実施及び害虫駆除を実施する。

(1) 被害状況の確認

本市は、被害状況を把握し、関係機関へ報告する。

(2) 消毒等の実施

本市は、防疫活動体制に基づき、消毒及び害虫駆除を実施する。

ア 対象

- ・家屋
- ・側溝等

イ そ族昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤等によるそ族昆虫等の駆除を選択的に実施する。

(3) 消毒の要請等

本市は、埼玉県ペストコントロール協会とあらかじめ協力体制を構築する。また、被害の規模が甚大な場合は、県に協力を要請する。

(4) 感染症予防対策

マスク、手洗い、うがい、消毒の励行などの保健指導や健康教育を実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-3. 食品衛生の情報提供

本市は、市民に対し、食品衛生に関する必要な情報を提供する。

1-4. 災害発生直後におけるアスベスト等の飛散・ばく露防止

本市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省水・大気環境局大気環境課）、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（埼玉県）」（令和7年4月埼玉県環境部大気環境課）に基づき、平常時よりアスベスト使用建築物等の把握及びアスベストの飛散・ばく露防止体制の整備に努めるとともに、災害発生時に初動対応者及び市民等に対し、吸引・ばく露の危険性について注意喚起を行うほか、露出状況等を把握し、建築物等の所有者・管理者とともに必要な対策を講ずる。

1-5. 災害時に起こりやすい健康課題の予防と対策

災害時の健康課題としては、エコノミークラス症候群、低体温症、熱中症、一酸化炭素中毒、感染症、ストレス関連障害、便秘、アルコール依存症、生活不活発病などがあり、保健師等はこれらの予防と対策のために環境整備や保健指導、健康相談、健康教育を実施する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第3節 環境対策

1. 廃棄物処理計画

災害時におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物を迅速に処理し、被災地域の環境衛生の確保に万全を図る。

1-1. 廃棄物処理体制の確立

(1) 処理施設の応急対策

廃棄物処理施設に被害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱い要綱に基づき早急に県に報告するなどの処置を講じる。

(2) 応援要請

本市の処理能力では廃棄物の処理が十分に行えない場合や本市の収集運搬体制では収集能力が不足する場合は、県災害対策本部又は協定に基づき近隣市等に応援要請を行う。さらに、環境衛生上の観点から必要と判断される場合は、県に自衛隊の災害廃棄物処理活動を依頼する。

1-2. 廃棄物処理

(1) 災害廃棄物排出量の推計

災害時には、一般廃棄物に加え、災害に伴う大量の災害廃棄物が同時に排出されることが考えられる。

災害時も一般廃棄物は、1人1日当たり1kg程度と平常時とほぼ変わらないものと推定されるが、収集量、処理量は平常時の数倍に達すると推定される。このため、平常時の川口市災害廃棄物処理計画、避難所の状況などを勘案し、**川口市災害廃棄物処理実行計画**を策定する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 分別収集体制の確保

発災直後は、廃棄物の収集・処理システムの混乱が予想されるが、当初からの分別収集が後の適正な処理に大きく影響する。このため本市は、災害時の分別収集体制を確保し、市民・事業者にも周知徹底を図る。

イ 廃棄物処理施設の確保

本市は、自らの処理能力を超える廃棄物が排出された場合は、県、近隣市等及び廃棄物処理事業者等の協力を得て、安定した廃棄物処理体制の確保を図る。

1-3. トイレの確保及びし尿処理

災害時には下水道施設の被災により、下水道機能が一時的に停止し、トイレ及びし尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、災害時に適正な処理が必要となる。

(1) 避難所等でのトイレの確保

避難所等の各施設においては、平常時に使用している既設トイレが使用できれば、トイレの個数を確保しやすくなるとともに、個室の確保により生理的、精神的な面での効果が期待できる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

まずは、既設トイレを使用することを第一優先とし、既設トイレが断水などによって利用できない場合は、既設トイレの便器を活用して簡易トイレを使用する。

なお、水道が使用できる場合、又は水が確保できる場合であっても下水道施設の被害状況が確認されるまでは、水洗トイレの使用を禁止し、簡易トイレ、災害用マンホールトイレ、仮設トイレ等を使用する。避難所等の良好な生活環境を確保するため、避難者に対し、**避難所ごみ**の適切な排出方法、トイレの使用方法を周知する。

(2) し尿排出量の推定

災害時には下水道施設の被災により、下水道機能が一時的に停止し、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、災害時に適正な処理が必要となる。

本市は、市内の地区別下水道機能支障箇所の調査を行い、その調査結果及び被災者・避難者数などの情報を勘案し、仮設トイレの必要数、し尿排出量などを把握する。

(3) し尿処理体制の確保

大規模な震災時には、上下水道、電気などのライフラインの供給途絶や家屋の倒壊等により、多くの市民が地域防災拠点や避難所に身を寄せることが予想されることから、仮設トイレ設置に伴うし尿の収集処理量が平常時に比べ大幅に増加することが想定される。また、処理施設自体が被害を受けることも想定する必要がある。

本市は、被災地域の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。

このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、緊急時の相互応援協定に基づく広域相互応援協力体制の確保、収集運搬作業に伴う**他市町村**からの応援体制の確立、さらに、被害の軽微な**他市町村**に人員及び仮設トイレなどの応援を求める。

(4) し尿処理対策

ア 災害用マンホールトイレの運用

避難所等に整備を進めている災害用マンホールトイレを活用する。

イ 仮設トイレの確保・設置などの検討

災害直後、水洗トイレやし尿処理システムが広範囲に使用不能となることが予想されるため、し尿排出量の推計に基づいて仮設トイレを確保し、その維持管理体制を速やかに整備する。また、本市の防災倉庫に備蓄している災害用組立トイレを設置場所まで搬送する。

なお、仮設トイレの確保に際しては、要配慮者への配慮に努め、設置場所は、市内の地区別下水道機能支障箇所の調査結果及び被災者・避難者数などの情報から決定する。

ウ 災害用組立トイレの設置

災害用組立トイレを本市の防災倉庫から設置場所まで搬送する。

なお、設置場所は、市内の地区別下水道機能支障箇所の調査結果及び被災者・避難者数などの情報から決定する。

エ し尿処理施設の対策

震災によるし尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備に努める。

オ 収集体制の確保

災害時には、通常の汲取り世帯以外にライフラインの被害により、避難所に設置され

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

た仮設トイレの汲取り作業が加わることで、収集業務の拡大が見込まれる。そのため、市災害対策本部との連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など、情報の共有化を図る。

なお、発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない簡易トイレ等を活用し、対応する。

し尿の収集・処理が安定するまでの間、避難所の仮設トイレ等から発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿の収集・処理を優先する。

また、市内汲取り事業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制に基づき、収集作業を迅速に実施する。

カ 衛生環境の確保

汲取り世帯への衛生消毒を迅速に実施できる体制を整備する。

1-4. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物発生量の推定

災害時においては、**大量の災害廃棄物が発生することから**、必要な資機材や**仮置場の確保**を図るために、収集した情報を基に災害廃棄物の発生量を随時推計する。

(2) 川口市災害廃棄物処理**実行**計画の策定

実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について策定する。

(3) 災害廃棄物処理体制の確保等

災害廃棄物の処理については、原則として次のように体制を確保する。

ア 処理施設の応急復旧

イ 必要な資機材、人員、燃料、水、電気等の確保

ウ 収集運搬、処理体制の確保

エ 広域的な処理体制の確立

- **他市町村等**へ応援要請
- **民間事業者**へ応援要請

(4) 災害廃棄物**仮置場**の確保

災害時において発生する災害廃棄物は、仮置場に搬入する必要性に応じて、本市ではグリーンセンター及びオートレース場駐車場の一部に加え、荒川河川敷の一部など公有地の活用を検討する。

なお、仮置場の各候補施設は避難所にも指定され、周辺道路は避難や救助、物資供給等の応急活動車両も通行することから、道路渋滞を避ける必要がある。そのため、市民による仮置場への直接搬入は行わず、戸別収集による仮置場への搬入を原則とする。

2. 障害物除去計画

災害に際して、倒壊構造物、土砂、立木などが道路、河川に運び込まれた場合には、速やかにこれを除去し、交通路の確保の万全を図る。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2-1. 道路・河川の障害物の除去

道路・河川の障害物の除去は、各管理者の管理範囲において実施する。

2-2. 障害物の除去要領

(1) 実施責任者

「障害物除去に関する計画」

道路上に運び込まれた障害物の除去についての計画の確立とその実施は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する各道路管理者である国土交通大臣、知事、市長が行う。

(2) 交通路に運び込まれた障害物の除去

交通路に運び込まれた障害物の除去は、次の要領で速やかに実施し交通路の確保を図る。

ア 障害物の除去

道路及び河川に障害物が運び込まれ通行不能となった場合、又は通行不能となるおそれが生じた場合には、速やかに本市の担当職員を動員するとともに関係機関の協力のもとに障害物の除去を行う。

イ 自衛隊の協力

障害物の除去について市長が自衛隊の協力を必要と判断した場合には、自衛隊法に基づき速やかに自衛隊の派遣を求め、その協力のもとに障害物の除去を行う。

(3) 道路

道路の交通に著しい障害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械器具、車両などをもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

ア 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、それぞれの実施機関において定めるが、市長が管理する道路にかかる障害物の集積場所は、災害発生場所の近くに設ける。

(ア) 交通に支障のない市有地、県有地、国有地を選ぶ。ただし、県有地・国有地を集積場所として指定する場合は、県（県土整備事務所）と協議する。

(イ) 上記（ア）に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結する。

イ 必要な機械器具などの調達

障害物の除去に必要な機械器具などは、実施機関現有のものを使用するほか、適宜関係事業者に協力を求めて調達し、使用する。

(4) 河川における障害物の除去

河川において流水の氾濫などにより、溢水又は堤防決壊などのおそれがある場合においては、各々その河川の維持管理者の責任において障害物を除去する。

2-3. 市有機動力及び労働者が不足した場合の処置

障害物の規模が大きく、市有機動力及び現業労働力が不足する場合は、川口市建設協会などの災害協定を締結している事業者と借上契約等をして、必要器材、人員を確保する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第4節 文教・保育施設の対策

大規模な地震災害が発生した場合、文教施設についての危機管理の実施を明確化するとともに、災害により通常の教育、保育が実施できない場合の応急措置として、文教施設における防災対策を講じる。

1. 学校の危機管理

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合には、児童生徒の安全確保を最優先とした危機管理対策を行う。

また、施設・設備の被災又は児童生徒等の被災により通常の教育が実施できない場合に対処する。

1-1. 発災時の対応

学校長は、教職員と協力して災害の状況に応じ次の対応を行い、児童・生徒の安否確認を実施するなど、児童・生徒の安全確保に努める。また本市は、小中学校長の行う対応に関して、適切な指導・支援を行う。

- 児童・生徒の避難誘導（避難場所及び避難経路の選択）
- 学校災害対策本部組織の設置と教職員による応急活動
- 校内の安全確保（初期消火や施設等の巡視点検）
- 情報連絡活動（安否確認、教育委員会との情報連絡など）
- 被害状況の把握と報告（児童・生徒及び教職員の被害状況、学校施設・設備の被害状況の把握と教育委員会への報告）
- 救護活動（避難所となる場合に備えた準備）
- 搬出活動（非常持ち出し品の搬出、移動）
- 小学校児童の適切な引渡活動と保護者が帰宅困難となった場合の学校における保護の実施
- 校舎内の保健衛生（校舎内の清掃、消毒など）

1-2. 文教施設・設備の応急復旧対策

災害の種類、規模などによりその対策はそれぞれ異なるが、本市は、被害の程度を迅速に把握し、応急修理可能な場合は速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を作成し、この具体化を図る。

1-3. 応急教育実施施設の確保

本市は、災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設などの場所を使用して教育を実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-4. 応急教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので、学校長は教職員の被災状況を把握し、市と連絡を取り合い、当該学校以外の教職員の臨時配置及び補完措置などにより教育実施者を確保する。

また、被災教職員に対しては、災害給付・貸付などの救済措置を講じる。

1-5. 応急教育の方法

学校長は、市の協力のもと次の要領で応急教育を実施する。

(1) 児童・生徒の被災状況調査

学校長は、児童・生徒などの被災状況を調査し、市に報告する。

また、被災した児童・生徒については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどの措置を講じる。

(2) 応急教育の実施

あらかじめ策定した応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒などは学校に収容し、指導を行う。特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点を置く。

(3) 当該学校以外の場所における教育

当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、この面についてはそれぞれの実情に応じた措置により授業を継続実施する。

(4) 補習授業など

被害の程度により臨時休校の措置をとることも予想されるので、授業のできなかつた時間について補習授業などを行いその万全を期する。

(5) その他の措置

- ・児童・生徒などが被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関などへの連絡、応急の救助及び手当てを行うなどその万全を期する。
- ・学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症などの予防の万全を期する。
- ・心身の状態が不安定になる児童・生徒などが発生することも考えられるため、健康管理には十分留意する。また、必要に応じてカウンセリングを行うボランティアを要請する。
- ・災害救助法関係及びその基準以外の教材用品の調達及び配給の方法については市教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておく。

1-6. 教材・学用品などの調達及び配給の方法

(1) 学用品の給与

被災児童・生徒に対する学用品の給与は災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日号外内閣府告示第228号）に準じて行う。

(2) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、次により実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

ア 実施機関

学用品の調達、配分などは市が行う。ただし市において調達することが困難と認めるときは、県が調達し、市に供給する。

なお、教科書については、県に対し必要数量を報告し、県が教科書供給所から一括調達する。

イ 給与基準

(ア)学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水などにより就学上欠くことができない学用品を喪失、若しくは損傷等により、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒を含む）に対して行う。

(イ)学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ・教科書
- ・文房具
- ・通学用品

ウ 給与方法

本市は、応急教育の実施に伴い、市内及び近隣の教科書供給所に教科書の在庫の確認を行い、必要数を確保する。

また、教材学用品については市内及び近隣店舗の市登録関係事業者に対して在庫の確認を行い、必要数を確保する。

確保した学用品は、市が必要数に応じて市内の小中学校に配送し、児童・生徒に無償給与する。

エ 費用

学用品の給与のため支出する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日号外内閣府告示第228号）」に定める額を限度とする。

オ 給与期間

学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書について1か月以内とする。また文房具及び通学用品について15日以内とする。

1-7. 授業料の減免・奨学金貸与の措置

被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講じる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-8. 就学援助の措置

関係省庁からの省令・告示・通達等があった場合、その内容に基づき、被災した児童生徒について、就学援助を適切に執り行う。

1-9. 給食の措置

ライフライン施設の被害により、給食が行えない場合は、ライフライン事業者に早期復旧を要請する。

学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急修理を行い、給食を実施する。

衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒が発生しないよう努める。

2. 応急保育

災害時における園児の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、市内保育所（私立保育園を含む）における災害予防、応急対策などについて万全を期する必要がある。このため、子ども部及び保育所は、応急保育に関する計画を確立する。

2-1. 災害時の体制

保育所長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じること。

保育所長は、災害の規模、園児、職員及び施設、設備などの被害状況を把握するとともに、救助部と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育所の管理など万全な措置を講じる。

保育所長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

2-2. 応急保育の体制

保育所長は、職員を掌握して保育所の整理を行い、園児の被災状況を調査し、本市と連携して復旧に努める。

本市は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育所長は、その指示事項の徹底を図る。

応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育所において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとの実情を把握し、市に報告する。

避難所などに保育所を提供したため、長期間保育所として使用ができないときは、市と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。

保育所長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡の上、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2-3. 保護者のいない幼児・児童の保護体制

本市は、避難場所及び避難所の従事者と連絡をとり保護者のいない幼児・児童の実情を把握する。本市は、保護者のいない幼児・児童を避難所及び前記の保育所で保護するとともに、県に報告し、児童相談所への移送等を協議する。

3. 文化財の保護対策

文化財は、貴重な文化遺産であり、後世に伝えるため、震災、風水害等から守る各種の施策を講じる必要がある。

本市は、所有者・管理者と協力し、災害による文化財への被害を防ぐため、保護対策を講じ応急時に対応する。

3-1. 文化財保護

文化財は、地域の文化遺産であることから、市指定文化財等の所有者・管理者は、市と協力し、次のような応急措置を講じる。

- (1) 文化財が被災し、又はそのおそれがある場合は、所有者・管理者は、直ちに消防署に通報するとともに、市と協力し、被災の防止又は被害の軽減に努めなければならない。
- (2) 建造物が被災した場合、所有者・管理者は、市、県、関係機関、市民の協力を得ながら次の応急措置を施し、本修理を待つ。
 - 被害の拡大を防ぐため、応急修理を施す。
 - 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
 - 被害の大小にかかわらず、防護策を講じ、安全と現状保存を図る。
- (3) 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、市又は県に協力を要請し、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第5節 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が所有者とともに避難所に避難してくることが予想される。

本市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会及び動物関係団体等の関係機関との協力体制を確立する。

1. 活動内容

1-1. 県動物救援本部

県では、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置することとなっている。動物救援本部の実施業務は次のとおりである。

- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施など

1-2. 動物の保護

本市は、関係機関と協力し、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物管理センターへ収容する。

1-3. 保護した動物の情報の公表

本市は、保護した動物の情報を公表し、所有者の捜索を実施する。

1-4. 避難所における動物の適正飼育の指導

本市は、所有者とともに避難した動物の適正飼育の指導を行うなど、動物の健康及び安全の保持並びに避難所の環境管理を行う。

1-5. 関係機関への協力要請

本市は、動物管理センターや避難所に動物を収容しきれない場合は、関係機関に対して動物の一時保護等の要請する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-6. 情報の収集等

本市は、関係機関と協力して、次の情報収集等を行う。

- 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況等
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 他自治体への連絡調整及び応援要請

1-7. その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物が逸走した場合は、関係機関の協力を得て保護等を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第6節 飲料水の供給

飲料水は、市民の生命、生活にとって極めて重要なものであるため、給水活動及び被害施設の復旧に職員の総力を傾注し、飲料水を確保する。

1. 応急給水

1-1. 給水方法

飲料水は、生命維持のために必要な最低限の水の量といわれている1人1日3リットル以上を給水目標とする。

指定避難所を「指定給水所」とし、応急給水システムによる市民への給水を行う。

災害拠点病院など、緊急に給水が必要な箇所については、要請に応じて給水車にて緊急特別給水を行う。

1-2. 広報

(1) 広報内容

市民の混乱を防ぐため、次の情報について必要な広報を行う。

- 応急給水の場所
- 給水時間
- 給水量

(2) 広報活動

広報活動は、災害時の広報計画に基づき行うほか、指定給水所及びその周辺において広報を行う。

1-3. 応援要請

給水資機材、人員などが不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体や川口市上下水道局災害時支援協力員に対し、応援を要請する。

2. 自動販売機による救援用飲料の提供

本市は、必要に応じ、第一本庁舎等に設置した災害停電時飲料提供型自動販売機内の在庫商品を市民に対し無償で提供する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第7節 食料の確保及び供給

災害時の食料の確保及び供給は、原則として市長が実施する。

1. 実施責任者

市長は、被災者に対する炊き出しその他による食料供給の実施責任者となる。ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に対して、食料のあっせん要請を行う。

食料の供給についての計画の確立及び実施は、市長が災害救助法の実施基準に準じて行う。

2. 給食需要の把握

食料の供給すべき量を把握するため、各部局が所管する施設及び避難所等を調査し、供給対象者の数を把握する。

2-1. 供給対象者

応急食料の供給対象者は次のとおりであるが、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に配慮した食料の提供、優先供給などを十分考慮して供給する。

- ・被災者及び災害救助従事者
- ・米穀の供給機構が混乱し、食料の確保ができない市民
- ・住家が被害を受け、炊事のできない被災者
- ・通常の配給機関（販売事業者等）が機能を停止し、主食の配給が受けられない者（応急供給受配者）
- ・ミルクを必要とする乳児
- ・旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- ・応急活動に従事する者
- ・摂食・嚥下困難者、食事制限のある慢性疾患患者、食物アレルギー疾患患者、妊産婦、障害者、経管栄養、宗教上の理由で食事制限のある者等

2-2. 供給品目

原則として米穀とするが、被災直後や消費の実情に応じて乾パン、パン及び麦製品も用い、必要に応じて漬物、野菜などの副食、味噌、醤油、食塩などの調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。

2-3. 供給数量

供給数量は、市長が必要と認める供給対象者数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。また、市長は、特に必要と認める場合はビスケット及び麦製品については、供給数量に加配して供給することができる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

2-4. 供給期間

原則として災害救助法に準じ7日間とするが、電気、ガス等のライフライン機能が復旧し、被災地域周辺の商店等の商業機能が復旧した段階までを目途とする。

3. 給食基準

3-1. 給食基準

(1) 供給体制確立前

発災後、食料の調達を整うまでは、市防災倉庫に備蓄する非常用食料を供給する。

(2) 供給体制確立後

- ア 食料の供給は、被災者が直ちに食することができる現物とする。
- イ 主食は、原則として米穀（ご飯）弁当、パン及び調製粉乳とする。
- ウ 県知事が定める配給量は、炊き出しの場合次のとおりである。
 - ・被災者1食あたり：精米200グラム以内
 - ・応急供給受配者1人1日あたり：精米400グラム以内
 - ・災害救助従事者1食あたり：精米300グラム以内

4. 食料の調達

4-1. 米穀の確保

市長は、災害の状況により、市防災倉庫の食料備蓄を利用する。

備蓄品だけでは不足する場合は、協定を締結した米穀事業者・炊飯事業者などに提供を要請する。なお、不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

4-2. その他の食品の確保

市長は、米穀以外の食品の供給を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行う。なお、不足する場合は、県知事に食品の調達を要請する。

4-3. 食料の調達

主食等の調達先は、協定を締結した指定事業者及び応援協定を締結する市町村等からの救援物資とする。

また、本市において調達が不可能な場合には、県知事に応援を要請する。

なお、主食については、「3-1 給食基準」のとおりであるが、被災直後や消費の実情に応じて、ビスケット及び麦製品も用いる。

4-4. 食料の調理加工

確保した食料の調理加工は、あらかじめ定める事業者へ依頼し、実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

5. 物資集積地の指定

5-1. 物資集積地の指定

県、他市町村からの救援物資は物資集積拠点に集積し、市の指示に応じて配送する。なお、物資の集配に際しては、市などから派遣されるボランティアを適切に配置して行う。

5-2. 食料の輸送

指定事業者等から調達する食料は、指定事業者が市の提示する場所へ直接輸送する。また、県から支給を受ける食料は、市の指定する物資集積地までは、原則として県が輸送し、避難所及び被災地域等へは、市が協定を締結している運送事業者に依頼して輸送する。

6. 給食の方法

6-1. 給食の方法

各現場に、運営責任者を定め、炊き出し及び食料の供給を実施する。主食の炊き出し等は、自主防災組織、町会・自治会、ボランティア及び小中学校に協力を要請する。避難所ごとに、食材や調理法を選別して対応する。

6-2. 食料の配布

食料は、避難所等の運営責任者へ引き渡し、運営組織をとおして避難者等に配布する。また、自ら食料を受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、町会及び自治会に配布の協力を依頼するとともに、自主防災組織及び近隣市民等に協力を求める。

6-3. 炊き出し

指定事業者等からの食料調達を補完するとともに、被災者の健康維持と精神安定を図るため、可能な範囲で給食施設及び調理室等を使用し、温かい食事の提供に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

7. 災害救助法の適用を受ける炊き出しなど

7-1. 目的

災害により日常の食事に支障をきたした者に対し応急的な炊き出しを行い、また住家に被害を受け、一時縁故先へ避難する者に対し、食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

7-2. 対象者

- ・避難所に収容された者
- ・住家が被害を受け、炊事のできない者
- ・被害を受け、一時、縁故先へ避難する者

7-3. 炊き出し、その他による食品の給与の方法

炊き出し及び食品の給与は市長が行う。市長は、炊き出しの実施にあたっては、各現場に実施責任者を指名し、その任にあたらせる。市長は、炊き出しの場所を避難所・避難場所とするほか、救護所など適当な場所を選定する。

7-4. 炊き出しなどの給与の費用及び期間

炊き出しその他による食品の給与のため支出する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日号外内閣府告示第228号）」に定める額を限度とする。

期間は、災害発生の日から7日以内に完了する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第8節 生活必需品の供給

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期する。

1. 供給計画

1-1. 計画の確立及び実施

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の確立及び実施は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に準じて市長が行う。

本市は、各避難所などからの情報をもとに物資の必要数を把握し、供給計画を立案して実施する。

1-2. 生活必需品の給与又は貸与

災害救助法を適用した場合の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。

2. 災害救助法を適用した場合の給与など

災害救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与は、次のとおりとする。

2-1. 対象者

災害によって住家に被害を受け、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者

2-2. 救助物資の調達、給与又は貸与の方法

(1) 調達

救助物資の調達、給与などは、市が行う。ただし、市において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、市に供給する。

(2) 救助物資の購入計画

救助物資の購入計画は、市長が地区ごとの災害状況、被害世帯構成員別などに基つき品目などを考慮して行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(3) 給与又は貸与品目

給与又は貸与品目は次に挙げる品目の範囲内とする。

・寝具	・食器	・外衣	・日用品
・肌着	・光熱材料	・身回り品	・炊事用品

(4) 物資の輸送

調達した物資の集積地までの輸送は、市が協定を締結している運送事業者に依頼し、実施する。輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行う。

(5) 物資集積地の指定

県、他市町村からの救援物資は、物資集積地に集積し、市災害対策本部の指示に応じて配送する。なお、物資の集配に際しては市災害対策本部と連絡調整を行い、ボランティアを適切に配置して行う。

3. 費用及び期間

生活必需品の給与等のため支出する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 228 号）」に定める額を限度とする。

期間は、災害発生の日から 10 日以内に完了する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第9節 施設・設備の応急復旧

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、市民生活の根幹をなすものであり、災害時にこれらの施設が被害を受けた場合、都市機能そのものの麻痺につながるとともに、市民の生活への影響は極めて大きい。

このため、各ライフライン機関では、それぞれの活動体制を確立し、迅速かつ効果的な応急復旧対策や危険防止のための活動を実施する。

1. 水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、必要な人員・車両及び資機材の確保、情報連絡体制を確立する。また、混乱を防止するため水道施設の被害状況、応急復旧の状況について、積極的な広報活動を実施する。

1-1. 施設の被害調査

災害発生後には、速やかに被害状況を調査し、適切な復旧計画を決定する。

1-2. 調査結果の整理

被害調査で確認された被害箇所又は故障箇所は、復旧作業を容易にするため、上下水道合同対策本部において上水道管網図で示す。

1-3. 復旧作業

復旧作業は、原則として取水、導水、浄配水場施設、配水幹線、配水支管及び給水装置の順に行うが、災害の状況、各施設の被害の程度、復旧の難易、復旧作業の能力などを勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を行う。

管路の復旧工事は、早期通水を最優先とし、管の破損、継手の離脱など管路の切断状態を勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し作業を行う。

1-4. 災害時の広報

災害発生後は、県災害対策本部と一体となって、混乱を防ぐために水道施設の被害状況、復旧の見通し及び給水拠点などに関する広報活動を行う。

(1) 広報内容

- 断水区域・通水区域
- 復旧状況
- 情報提供の呼びかけ
- その他必要な事項

(2) 広報活動

広報手段は、災害時の広報計画に記載された方法のほか、拠点給水所、指定給水所及びその

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

周辺において広報活動を行う。

1-5. 協力体制の確立

災害時における応急対策、応急復旧に要する人員及び資機材について、関係団体等とあらかじめ協定等を締結し、協力の申入れをする。

- ・前橋市、宇都宮市及び水戸市
- ・日本水道協会埼玉県支部
- ・川口市建設協会
- ・川口市管工事業協同組合
- ・川口石油販売事業協同組合
- ・第一環境（株）
- ・（株）アクティオ
- ・（株）ウォーターエージェンシー
- ・フジ地中情報（株）東京支店
- ・川口市上下水道局災害時支援協力員
- ・川口市消防局災害時支援協力員

2. 下水道施設

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、排水の万全を期する。

2-1. 災害時の活動体制

市災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員を配置し、直ちに次の措置をとる。

- ・指示、命令、情報連絡など通信網の確保を図る。
- ・可搬式排水ポンプ及び土工機材、作業用具は、所要量を確保し整備する。

2-2. 応急復旧対策

下水道管渠の被害に対しては、汚水、雨水の処理に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を策定する。

下水道管渠の支線の被害は直ちに本復旧を行い、幹線の被害及びポンプ場などの被害は、箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧又は本復旧を行う。

2-3. 災害時の広報

関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況などを市民に広報する。

2-4. 協力体制の確立

災害時における応急対策、応急復旧に要する人員及び資機材について、関係団体等とあらかじめ

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

め協定等を締結し、協力の申入れをする。

- ・ 県
- ・ 日本下水道管路管理業協会

3. その他の公共施設

上下水道施設以外の公共施設については、次の方針のもとで応急復旧に取り組む。

施設分類	応急復旧等に関する方針
電力施設	【実施対象：電力事業者】 電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。
ガス施設	【実施対象：ガス事業者】 ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努力を傾注するとともに、災害の種類、規模に応じて非常災害組織を編成するなど防災対策の推進を図る。
電気通信設備	【実施対象：電気通信事業者】 電気通信設備に被害が生じたとき、又は生じるおそれがある場合において、重要通信の確保、特設公衆電話の設置、通信の利用制限、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板サービスの提供等の応急措置を行うとともに、重要回線を優先しつつ早期の復旧に努める。
鉄道施設	【実施対象：鉄道事業者】 各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うとともに、旅客及び公衆の動揺、混乱を招かぬように被災状況や列車の運行状況等について放送案内を行う。
不特定多数の人が利用する公共施設	【実施対象：施設管理者】 あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設利用者などを避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。 また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。
医療施設	【実施対象：施設管理者】 施設ごとにあらかじめ策定した避難計画に基づき、患者の生命保護を最優先に対応する。 また、施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。
社会福祉施設	【実施対象：施設管理者】 被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。 職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第10節 緊急輸送・緊急交通施設対策

震災時における応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段などを的確に確保し、活動人員や救援物資などの円滑な輸送を行う。

1. 緊急輸送対策

災害時の人・物資の輸送及び避難輸送のための車両及び船舶などを確保するための対策を講じる。

1-1. 活動方針

災害の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難輸送を迅速かつ円滑に実施するため所要の車両及び船舶などを確保し、輸送の万全を期する。

1-2. 輸送対象

災害の各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

表 災害の状況と輸送対象の区分

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
<ul style="list-style-type: none"> ・救助・医療活動のための人員及び物資など ・災害の拡大防止のための人員及び物資など ・初動の災害対策に必要な防災関係機関の人員及び物資など ・医療機関へ搬送する負傷者など ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員及び物資など 		
<ul style="list-style-type: none"> ・食料、水など生命の維持に必要な物資など ・被災地域外へ輸送が必要な疾病者及び被災者など ・輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資など 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に必要な人員及び物資など ・生活必需品など

1-3. 輸送手段の確保

(1) 輸送に関する計画

市災害対策本部の各部局及び関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両、船舶などにより輸送を行う。

また、その所管する業務について、あらかじめ作成した災害時における輸送に関する計画に基づき実施する。なお、荒川下流部の緊急用河川敷道路及び緊急用船着場を活用した輸送については「荒川下流防災施設活用計画」に基づき輸送を実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(2) 車両などの調達

災害対策の実施にあたり必要となる車両、船舶などが不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次のとおり民間業者又は関係機関などに対し調達を要請し、輸送力を確保する。

ア 民間事業者への依頼

市内の車両保有者に対し、あらかじめ協力を依頼し災害の程度に応じ出動要請を行う。市内の車両保有者は、本市からの要請があった場合は、供給可能台数を待機させる。

イ 県への要請

応急救助活動にあたって、市内では調達不可能な場合又は必要がある場合は、県に対し調達、車両の斡旋を要請する。

ウ 日本貨物鉄道関東支社への要請

道路の被害などにより車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合において、鉄道又は軌道によって輸送することが適当であると認めるときは、日本貨物鉄道関東支社に協力を要請する。

エ 自衛隊への要請

災害の状況により空中輸送を必要とするときは、県知事に対し、自衛隊による空中輸送について出動要請の手続きを行う。

(3) 燃料の調達

本市は、公用車両などに必要な燃料の調達を行う。

調達は、市内の供給事業者との協定に基づき供給を要請する。

(4) 輸送車両などの借上げの留意点

輸送車両などの借上げに要する費用は、市が当該事業者などの団体又は当該事業者などと協議して定める。

1-4. 災害対応従事者及び物資の輸送方法

災害時の応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送については、次の方法による。

(1) 通行禁止及び制限

緊急通行車両又は緊急（輸送）車両の通行を確保するため必要があるときは、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止又は制限する。

この場合において必要があるときは、迂回路を明示して、一般の交通に支障のないようにする。

(2) 緊急輸送車両標章及び証明書の交付

車両の使用者は公安委員会に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求め、標章及び証明書の交付を受け、標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

1-5. 車両以外の輸送手段

道路、橋りょうなどの損壊により車両による輸送ができない場合及び著しく緊急性を要する場合には、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、車両以外の輸送手段を確保して実施する。

2. 緊急交通施設対策

災害時の交通が途絶した場合の道路の復旧、補強及び付け替えなどの緊急交通対策を講じることにより交通の確保を図る。

2-1. 活動方針

災害により交通施設が損壊、流失又は埋没し、交通が途絶した場合は、道路の復旧及び補強並びに付け替えなど応急対策に必要な措置を速やかに講じ、交通の確保を図る。

2-2. 応急復旧用資機材の整備

応急復旧用資機材の整備は、平常時から行う。また、川口市建設協会などとの連絡を密にし、使用できる建設資機材などを把握する。

2-3. 交通支障箇所の調査及び通報

(1) 道路管理者が行う調査

- 道路管理者は、災害が発生した場合に当該道路被害状況を調査するため、調査チームを編成する。
- 道路管理者は、調査チームが、調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無、その他被災の状況などを関連する道路管理者相互間で通報し合う。
- 道路管理者は、調査結果を直ちに本市の区域を管轄する関係機関（警察、消防署など）の長に対しても通報する。

(2) 市が行う調査

本市は、市内の道路陥没、障害物など危険箇所について、道路パトロールの実施及び市民からの通報により道路の被害状況を調査し、県に報告する。

2-4. 応急対策

災害による交通施設の損壊、流失又は埋没その他により交通が途絶した場合の応急対策は、次により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の損壊、流失、埋没並びに橋りょうの損傷、地下道の一部決壊、埋没などの被害のうち、比較的小さな被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土又は埋土の除去、橋りょうの応急補強、地下道の補強、埋土の除去など、必要な措置を講じ交通の確保を図る。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(2) 道路交通の確保

応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近に適切な場所を選定し、一時的に代替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

(3) 円滑な交通の確保

一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し、交通表示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

(4) 緊急交通施設の確保

道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に至った場合は、同地域の道路交通のうち最も効果的で、かつ比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、必要最小限の緊急交通の確保を図る。

その際には、必要に応じて、自衛隊派遣計画、障害物除去計画などの措置と並行して行い、集中的応急対策を実施する。

(5) 震災時の積雪

震災時に積雪があった主要道路については早急に除雪し、交通の確保を図る。

2-5. 応援要請

道路等の応急復旧に要する人員、資機材が不足する場合、本市は、県（さいたま県土整備事務所）及び川口市建設協会に対し応援を要請する。また、必要に応じて「労働供給計画」に基づき、作業員を確保する。

3. 交通規制措置

災害時における緊急交通路確保のための交通規制措置を定め、応急時に対応する。

3-1. 交通規制措置

(1) 危険な状態にある道路の通行禁止及び制限

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、道路管理者は、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、若しくは道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する（道路法第46条）。

その際、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要があると認められるときは、適当なまわり道を道路標識をもって明示し、一般の交通に支障のないようにする（道路法第47条の5）。

また、通行を制限した場合、県警察本部に連絡を行う。通行制限対象が県道の場合は、併せてさいたま県土整備事務所へ連絡する。国道の場合は、併せて関東地方整備局北首都国道工事事務所へ連絡する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

- (2) 警戒区域内の道路における通行禁止及び制限
 市内において警戒区域が設定された場合（「警戒区域の設定」参照）、災害対策基本法第 63 条に基づき警戒区域内の道路封鎖を行う。
- (3) 緊急輸送のための通行禁止及び制限
 被災者の輸送、被災地域への救急物資の緊急輸送路を確保するため、必要であると認めるときは、県を通じて県公安委員会及び県警察本部に交通規制の実施を要請する。
- (4) 道路交通規制図の作成
 災害時の通行が確保されるよう、道路通行不能箇所、交通規制箇所などについて、パトロールや市民からの通報をもとに規制箇所図を作成する。

➤ 国・県・市指定の緊急輸送道路等については資料編参照

3-2. 被災地域における交通規制の広報

本市及び県公安委員会は、被災地域における通行制限及び緊急通行車両以外の通行制限を行ったときは、次の要領により広報を実施する。

- ・ 関係道路の主要交差点への表示
- ・ 関係機関への連絡
- ・ 市民に対する広報

4. 水上輸送、航空輸送の実施

4-1. 水上輸送の実施

河川を利用した水上交通による緊急物資や人員の輸送活動を行う拠点として、芝川マリーナ及び川口緊急用船着場を利用する。

4-2. 航空輸送の実施

ヘリコプター臨時離着陸場の開設は、県又は市災害対策本部の指示により行い応急時に対応する。

(1) 開設の決定

ヘリコプター離着陸場の開設は、県又は市災害対策本部からの指示による。

本市は、開設指示に備え、ヘリコプター離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握する。

表 ヘリコプター臨時離着陸場予定地

施設名	所在地
青木町公園総合運動場	西青木 4-8-1
西中学校グラウンド	宮町 16-1
三領運動場	荒川町 4697
グリーンセンター	新井宿 700
県立鳩ヶ谷高等学校グラウンド	里 225-1
(仮称) 神根総合運動公園	道合 390

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(2) 開設の要件

本市が開設するヘリコプター離着陸場の開設要件は、次のとおりである。

なお、県がヘリコプター離着陸場を開設する際に支援要請があった場合は、この要件に応じて県物資調達指令班が担当する。

ア 地表面

- ・舗装された場所が最も望ましい。
- ・グラウンドなどの場合、板、トタン、砂塵などが巻き上がらないように処置する。乾燥しているときは、十分に散水をする。
- ・草地の場合は、硬質、低草地であること。

イ 着陸点

- ・着陸点には直径4m以上の円を石灰で明瞭に標示し、中央にHと記す。
- ・周囲の状況に応じて、パイロットに知らせるあらゆる手段を利用する。

ウ 風向表示

- ・着陸帯付近に吹流し又は旗を立てる。
- ・着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設などによる影響の少ない場所を選定する。
- ・吹流し又は旗は、布製で風速25m/秒程度に耐えられる強度を有しているものであること。
- ・周囲の状況に応じて、上記の基準によらずあらゆる手段を利用すること。

エ 開設場所

- ・救急車、輸送車の出入りに便利なこと。
- ・電話、通信手段の利用が可能であること。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

第5章 復旧に向けた応急活動

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。

第1節 応急住宅対策

1. 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の実施責任者及び設置基準などを次に示す。

1-1. 実施責任者

(1) 計画の策定

応急仮設住宅の設置に関する計画の策定は、市長が行う。

(2) 応急仮設住宅の設置

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うが、知事の職権を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、県と協力して市長が行う。

1-2. 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置など

(1) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置は、次の基準で実施する。

ア 設置予定場所

仮設住宅設置場所は、市有地とするが、私有地の場合は所有者と本市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

イ 設置予定数

全壊、全焼、流出戸数の30%以内とし、1戸あたりの規模は29.7㎡(9坪)を基準とする。(応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ(国土交通省))

ウ 費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。

エ 建物の構造及び規模など

軽量鉄骨組立方式とする。

オ 維持管理

維持管理は原則として本市が公営住宅に準じて実施する。

カ 建物完了予定日数及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完了の日から2年内とする。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

(2) 入居基準

応急仮設住宅入居者の選定にあたっては、選考委員会を設置し、次の基準に基づき選定を行う。

- ・住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- ・居住する住宅がない被災者
- ・自らの資力をもって、住宅を確保することのできない被災者

1-3. 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、建設事業者との請負契約により実施する。

2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理・障害物の除去

災害救助法に基づく住宅の修理・障害物の除去は、次の基準で実施する。

2-1. 災害救助法に基づく住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 修理の範囲

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

イ 1戸あたりの修理費

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定める額を限度とする。

ウ 応急修理期間

災害発生の日から 10 日以内に完了させる。

エ 修理対象者の基準

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

オ 実施方法

緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

イ 1戸あたりの修理費

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定める額を限度とする。

ウ 応急修理期間

原則、災害発生の日から 3 か月以内に完了させる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害対策組織の立ち上げ	第2章 効果的な災害対応の実現	第3章 生命に関わる応急活動	第4章 生活に関わる応急活動	第5章 復旧に向けた応急活動

エ 修理対象者の基準

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

オ 実施方法

住宅の応急修理は、現物をもって行うものとし、本市が委託事業者に修理依頼して実施する。

2-2. 災害救助法に基づく住宅の障害物の除去

(1) 除去の範囲

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に、現物をもって行う。

(2) 1戸あたりの除去費

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示 第 228 号）に定める額を限度とする。

(3) 障害物の除去期間

原則、災害発生の日から 10 日以内に完了させる。

(4) 除去対象者の基準

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状況にあり、かつ、自らの資力をもって、障害物を除去することができない者に対して行う。

3. 公営及び民間賃貸住宅の活用

被災者のための一時入居施設確保のために次の項目について、県災害対策本部県土整備部に応援要請を行う。

- 公営住宅の斡旋と受付要員の派遣
- 民間賃貸アパートの提供(仮設住宅として)
- 企業などの社宅の提供